

入札公告

当機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第11条の規定に基づき、以下の一般競争入札（総合価格落札方式）を公告します。

2026年5月22日

独立行政法人国際協力機構
本部 契約担当役 理事

1. 業務名称：2026-2028年度JICA海外協力隊選考時健康判定にかかる委託業務
2. 競争に付する事項：入札説明書第1入札手続1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1入札手続6. のとおり
4. 契約条項：入札説明書第5契約書（案）のとおり。
5. 開札日時及び場所：入札説明書のとおり。
6. 電子入札による入札執行：本業務の入札は電子入札システムで実施します。詳細については入札説明書をご覧ください。
7. その他：入札説明書のとおり。

以上

入札説明書

【電子入札システム対象案件 / 総合評価落札方式】

業務名称： 2026-2028年度JICA海外協力隊選考時健康判定にかかる
委託業務

調達管理番号： 25a00580

- 第1 入札手続
- 第2 業務仕様書（案）
- 第3 技術提案書の作成要領
- 第4 経費に係る留意点
- 第5 契約書（案）

2026/5/22
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

【入札説明書の改訂（2024年10月）】

第1の5.（2）において、「3）人的関係 b）役職員等」について、一般財団法人及び一般社団法人の理事が対象となることが不明瞭であったことから、①iv.に追記しました。

第1の5.（5）において、d）（共同企業体構成員の提出書類）に変更（資本関係又は人的関係に関する申告書を追加）を行いました。また2024年4月以降、競争参加資格の確認結果は資格無しの場合のみ通知することに変更していますのでご留意ください。

第1 入札手続

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称 : 2026-2028年度JICA海外協力隊選考時健康判定にかかる委託業務
- (2) 選定方式 : 一般競争入札（総合評価落札方式）
- (3) 業務内容 : 「第2 業務仕様書（案）」のとおり
- (4) 業務履行期間（予定） : 2026/8/3 から 2029/8/31

2. 手続き全般に係る事項

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部契約推進第三課

電子メール宛先 : e_sanka@jica.go.jp

※当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン（jica.go.jp）またはメールアドレスを受信できるように設定してください。

※メール送信後、送信アドレスに受信完了メールが届きます。

※当機構のメールシステムのセキュリティ設定上、zip形式のファイルが添付されたメールは受信不可となりますので、他の形式でお送りください。これにより難しい場合は、上記の連絡先までお問い合わせください。

(2) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

入札説明書 該当箇所	提出期限、該当期間		授受方法	メール件名
3. 資料交付の申請	2026/6/2(火)	正午まで	メール	【配布依頼】（調達管理番号）_ （法人名）
5. 入札説明書に対する質問提出	公告日 2026/6/2(火)	から 正午まで	メール	【質問】（調達管理番号）_ （法人名）_入札説明書
5. 質問に対する機構からの回答	2026/6/10(水)	16時以降	—	—
7. 競争参加資格確認申請書 9. 技術提案書 提出	2026/6/24(水)	正午まで	メール	【提出】（調達管理番号）_ （法人名）_競争参加資格確認 申請書・技術提案書
10. 入札書提出	質問回答翌日 2026/6/24(水)	から 正午まで	電子入札 システム	—
12. 技術提案書の 評価結果の通知	2026/7/3(金)	まで	メール	—
14. 入札執行（入 札会）の日時	2026/7/7(火)	14時	電子入札 システム	—

3. 入札説明書資料の交付・閲覧

資料の交付方法

入札説明書の一部資料をGIGAPODを通じて希望者に交付します。以下のとおり、電子メールにて配布依頼をお願いします。

- 1) 交付期間 : 2.(2) 日程参照
- 2) メール件名 : 【配布依頼】(調達管理番号)_(法人名)
- 3) 提出先 : 2.(1) 記載の電子メール宛先
- 4) 提出書類 : 「機密保持誓約書」19. 様式参照

※代表者印等の押印を原則とします。

※押印が困難な場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名、役職、所属先及び連絡先(電話番号及び電子メールアドレス)を必ず明記し、提出時の電子メールに責任者本人又は責任者にccを入れて送付してください。

- 5) 交付資料 : 第2 業務仕様書(案) 資料1~6

4. 業務内容説明会

該当なし

5. 入札説明書に対する質問及び回答

入札説明書(業務仕様書(案)の内容等、契約書(案)の文言確認)に対する質問がある場合は、質問書に記入のうえ、電子データ(EXCEL形式)での提出をお願いいたします。公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしておりますのでご了承ください。

(1) 質問方法

- 1) 質問提出期限 : 2.(2) 日程参照
- 2) メール件名 : 【質問】(調達管理番号)_(法人名)_入札説明書
- 3) 提出先 : 2.(1) 記載の電子メール宛先
- 4) 必要書類 : 「質問書」19. 様式参照

(2) 質問への回答

提出期限までに提出いただいた質問及び回答については、機密保持誓約書を提出した全ての者に対して、電子メールにて配布します。

(3) 留意事項

回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。

入札金額は回答による変更を反映したものと取り扱います。

6. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の再委託先または下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。
 - b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
 - c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を定めます。

- 1) 全省庁統一資格
令和07・08・09年度全省庁統一資格で、「役務の提供等」の資格を有すること。（等級は問わない）
- 2) 資本関係又は人的関係
競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。
 - a) 資本関係：以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
 - ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - b) 人的関係：以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- i 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ・ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ・ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ・ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ・ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役
 - ii 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - iii 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）
 - iv 一般財団法人、一般社団法人及び組合の理事
 - v その他業務を遂行する者であって、i からivまでに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合：組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記a)又はb)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ※留意事項：競争に参加しようとする者の間で競争参加意思等の確認・相談を行うことは原則として認めていませんが、上記の資本関係又は人的関係に基づく競争参加制限を回避する目的として当事者間で連絡を取ることは、これに抵触するものではありません。
- 3) 日本国登記法人
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（3）共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記（1）及び（2）の競争参加資格要件を満たす必要があります。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（16.様式集参照）を作成し、各社毎の競争参加資格確認申請書と共に提出してください。結成届には、原則として、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

（4）再委託

再委託は原則禁止となります。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき または発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限り再委託は可能です。

（5）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

7. 競争参加資格提出書類

(1) 提出方法

- 1) 提出期限 : 2. (2) 日程参照
- 2) メール件名 : 【提出】(調達管理番号)_(法人名)_競争参加資格確認申請書・技術提案書
- 3) 提出先 : 2. (1) 記載の電子メール宛先
- 4) 提出書類 : 7. (2) の書類を提出してください。
- 5) 留意点 : 技術提案書も同時に提出してください。

(2) 提出書類

提出書類	様式
① 競争参加資格確認申請書	19. 様式参照
② 全省庁統一資格審査結果通知書(写) (資格は提出期限(参加申込期限)時点で有効であること)	
③ 資本関係又は人的関係に関する申告書 (該当なしの場合も提出は必須です。)	19. 様式参照
④ 共同企業体を結成するとき ・ 共同企業体結成届 ・ 共同企業体を構成する社(構成員)の資格確認書類 (上記①、②、③) ※共同企業体代表者がまとめて提出してください。	19. 様式参照

(3) 留意事項

上記提出書類が未提出または不備があっても、弊機構から提出書類の依頼や書類不備の連絡はおこないませんので、提出書類は十分確認してください。

8. 競争参加資格確認の通知

確認の結果、資格有と判断される場合は結果を通知しません。資格無しと判断される場合のみ結果をご連絡します。

9. 技術提案書の提出

(1) 提出方法

- 1) 提出期限 : 2. (2) 日程参照
- 2) メール件名 : 【提出】(調達管理番号)_(法人名)_競争参加資格認申請書・技術提案書
- 3) 提出先 : 2. (1) 記載の電子メール宛先
- 4) 提出書類 : 第3 技術提案書の作成要領に従ってください。
- 5) 留意点 : 競争参加資格提出書類と同時に提出してください。
※ 可能な限り 1 つの PDF ファイルにまとめてください。
※ プレゼンテーションがある場合はその資料を含む。技術提案書をプレゼンテーション資料

として使用することも可です。

(2) 技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

- 1) 提出期限後に提出されたとき。
- 2) 提出された技術提案書に記名・押印がないとき。ただし、押印が困難な場合は、19.(3)書類の押印省略を参照の上ご提出ください。
- 3) 同一提案者から内容が異なる提案が2通以上提出されたとき。
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき（虚偽の記載をした技術提案書の提出者に対して契約競争書類の参加資格停止等の措置を行うことがあります）
- 5) 前号に掲げるほか、本入札説明書に違反しているとき。

(3) その他

- 1) 一旦提出された技術提案書は、差し替え、変更または取り消しはできません。
- 2) 開札日の前日までの間において、当機構から技術提案書に関し説明を求められた場合には、定められた期日までにそれに応じていただきます。
- 3) 技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。

10. 入札書の提出

電子入札システムの「入札書」に所定の項目を入力の上、同システム上で提出してください。

(1) 提出方法

- 1) 入札書締切 : 2.(2) 日程参照
- 2) 提出先 : 電子入札システム

(2) 電子入札システム

- 1) JICA電子入札システムでの入札を行うためには、以下の準備及び期間が必要となります。

初めての方は入札書の提出日より前までにご準備ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/ebidding.html>

① 認証局発行のICカード及びカードリーダーの準備

認証局によりますが、**ICカードの発効には2~4週間かかります。**

詳細は上記ポータルサイトに掲載の操作マニュアル「操作マニュアル（設定～利用者登録）」をご参照ください。

https://www.jica.go.jp/Resource/announce/notice/ku57pq00002mbiis-att/registration_manual.pdf

② 団体情報の登録及び「業者番号」の入手

電子入札システムでの利用者登録に「業者番号」が必要です。業者番号発行にはJICAの団体情報登録が必要であり、登録がない場合はあらかじめ団体登録手続きが必要となります。**登録には、7~10営業日かかります。**

<https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/organization/index.html>

③ 電子入札システム操作手順は「操作マニュアル6ページ」を参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/_icsFiles/afieldfile/2025/05/15/manual2025_0514.pdf

- 2) 電子入札システム上、本案件は「**工事、コンサル**」に分類されております。お間違えのないようご注意ください。

- 3) 総合点が同点の場合には、抽選となりますので、その際に必要となる「くじ入力番号」(3桁の半角数字)を必ず入力してください。
 - 4) 入札金額は円単位で記入し、消費税及び地方消費税を抜いた**税抜き価格**としてください。
- (3) その他
- 1) 一旦提出された札書は、差し替え、変更または取り消しはできません。
 - 2) 入札保証金は免除します。

1 1. 技術提案書内容に関するプレゼンテーションの実施

該当なし

1 2. 技術提案書の評価結果の通知

技術提案書は当機構において技術評価をします。技術提案書を評価した者に対し、評価結果の可否をメールで通知します。

通知期限までに結果が通知されない場合は、お問い合わせ下さい。

「8. 競争参加資格確認の通知」で競争参加資格無しの連絡があった技術提案書の評価は行いません。

1 3. 辞退の届出

競争参加資格の確認を申請した者が競争参加を辞退するときは、遅くとも入札会1営業日前の正午までに辞退する旨を下記メールアドレスまで送付願います。

(1) 提出方法

- 1) メール件名 : 【辞退】(調達管理番号)_(法人名)_案件名
- 2) 提出先 : 2.(1)記載の電子メール宛先

(2) 留意事項

- 1) 上記の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以降の入札において不利益な取扱いを受けるものではありません。
- 2) 一度提出された辞退届は、取り消しを認めません。

1 4. 入札執行

(1) 入札方法等

1) 入札方法

当機構契約事務取扱細則第14条第2項「前項に定める競争入札の執行における開札は、立会によるものに代えて、インターネット上に設置する電子入札システムにより行うことができるものとする」に基づき、電子入札システムで入札を実施します。

2) 入札会の手順

① 開札

日 時 : 2. (2) 日程参照

入札執行者は、開札時刻に電子入札システムにより開札し、入札結果を同システム上で入札者に開示します。再入札となる場合には再入札通知書を発行します。

② 再入札及び不落随意契約交渉

- a) 開札後、再入札が発生した際には入札者は電子入札システムにより再入札通知書に記載の入札書受付／締切日時、開札日時に従い、記載されている入札最低金額未満の金額で再入札書を提出します。
- b) 開札の結果、すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに2回目の再入札を行います。
- c) 2回まで行っても落札者がいないときは入札を打ち切り、不落随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

(2) 再入札

電子入札システムにて再入札の日時を指定し通知します。1回目の入札から再入札までの間隔は通常20分程度になりますので、再入札に備えてすぐに電子入札システム利用できるよう予めご準備ください。

なお、再入札の場合は、発注者から再入札実施日時を通知しますので、締切時間までに再入札書を電子入札システム上で提出願います。

(3) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、再入札を辞退する場合は、「辞退」ボタンを選択して必要事項を記入の上、電子入札システム上で提出して下さい。

(4) 入札者の失格

入札書受付締切日時までに入札書を提出しなかった場合（再入札時の場合も含む）には入札者を失格とします（入札者側のPCのトラブルによる場合も含む）。

(5) 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争参加資格無しの場合、技術提案書の評価結果が不合格であった者
- 2) 明らかに連合によると認められる入札
- 3) 条件が付されている入札
- 4) その他入札に関する条件に違反した入札

15. 落札者の決定

(1) 評価項目

評価対象とする項目は、「第3 技術提案書の作成要領」の別紙評価表の評価項目及び入札価格です。

(2) 評価配点

評価は300点満点とし、技術評価と価格評価に区分し、配点をそれぞれ

技術点200点、価格点100点とします。

(3) 評価方法

1) 技術評価

「第3 技術提案書の作成要領」の別紙評価表の項目ごとに、各項目に記載された配点を上限として、以下の基準により評価（小数点以下第三位を四捨五入します）し、合計点を技術評価点とします。

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80%以上
当該項目については、一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	80%未満 60%以上
当該項目だけで判断した場合、 <u>業務の適切な履行が困難であると判断されるが</u> 、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	60%未満 40%以上
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても</u> 、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%未満

2) 価格評価

価格評価点については以下の評価方式により算出します。算出に当たっては、小数点以下第三位を四捨五入します。

価格評価点 = (予定価格 - 入札価格) / 予定価格 × (100点)

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を合計した値を総合評価点とします。

4) 不合格

技術評価点が60%、つまり

200点満点中 120点（「基準点」という。）

を下回る場合を不合格とします。不合格となった場合、12. 技術提案書の評価結果の通知に記載の手続きに基づき、不合格であることが通知され、入札会には参加できません。

(4) 落札者の決定

機構が設定した予定価格を超えない入札金額を応札した者のうち、総合評価点が最も高い者を電子入札システム上で落札者とします。

落札者は、入札金額の内訳書（社印不要）をメールで提出ください。なお、内訳に出精値引きを含めることは認めません。

(5) 抽選

予定価格の範囲内で総合点（技術点と価格点の合計）が同点となった者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。その場合、入札書提出時にご入力いただいた任意の「くじ入力番号」をもとに、電子入札システムで自動的に抽選し落札者を決定します。

(6) 落札者と宣言された者の失格

入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。

- 1) その者が提出した技術提案書に不備が発見され、9. (2) 技術提案書の無効 に基づき「無効」と判断された場合
- 2) その者が提出した入札書に不備が発見され、14. (5) 入札書の無効 に基づき「無効」と判断された場合
- 3) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合

16. 契約書の作成及び締結

- (1) 落札者は電子署名による契約を締結することを基本とし、「第5 契約書(案)」に基づき、速やかに契約書を作成し、電子署名により締結します。なお、書面による契約を希望する場合は落札後発注者へご照会ください。
- (2) 契約保証金は免除します。
- (3) 契約書附属書Ⅱ「**契約金額内訳書**」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

17. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達¹の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.iica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ① 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

① 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

② 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

④ 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第14章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第14章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

18. その他

- (1) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2) 技術提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。
- (3) 落札者の技術提案書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術提案書電子データについては、機構が責任をもって削除します。なお、機構は、落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法について、同提案書作成者に無断で使用いたしません。
- (4) 技術提案書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に従い、適切に管理し取り扱います。
- (5) 競争参加資格がないと認められた者、技術提案書の評価の結果不合格の通知を受けた者は通知した日の翌日から起算して7営業日以内、入札会で落札に至らなかった者は入札執行日の翌日から起算して7営業日以内に、その理由や技術評価の内容について説明を求めることができますので、ご要望があれば2.(1)選定手続き窓口までご連絡ください。
- (6) 当機構では、参考見積取得等の調達手続きにかかる各種支援業務を、株式会社うるるへ委託しています。同者から企業の皆様へ、直接、本案件にかかる応募勸奨のご連絡を差し上げる場合がございますので、予めご承知おき願います。
本業務委託について、詳細は以下をご確認ください。
https://www.iica.go.jp/about/announce/information/chotatsu/2025/_icsFiles/afieldfile/2025/09/18/20250918.pdf
- (7) 契約締結後には、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（最新版）及びこれに準拠する機構内関連規程に基づき機構が定める「個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策」（別添1）を遵守するとともに、「個人情報保護及び情報セキュリティに関する情報」（別添2）にて、個人情報保護及び情報セキュリティにかかる管理体制等の報告を行ってください。
（※別添1及び別添2については契約書案を参照してください。）
政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直しおよび別添資料について、詳細は以下をご確認ください。

19. 様式

- (1) 入札手続に関する様式
 - 1) 機密保持誓約書
 - 2) 質問書
 - 3) 競争参加資格確認申請書
 - 4) 資本的関係又は人的関係に関する申告書
 - 5) 共同企業体結成届（共同企業体の結成を希望する場合）
 - 6) 委任状

- (2) 技術提案書作成に関する様式
 - 1) 技術提案書表紙
 - 2) 技術提案書参考様式（別の様式でも提出可）

以上の様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。

(URL:https://www.iica.go.jp/about/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html)

(3) 書類の押印省略

様式または本説明書において押印を必要としている提出書類は、代表者印等の押印を原則とします。ただし、機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書及び技術提案書について押印が困難な場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名、役職、所属先及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を必ず明記し、提出時の電子メールは責任者本人又は責任者にccを入れて送付してください。

本件の問い合わせは、記録保持と正確な対応のため、原則として電子メールでお願いします。

メールアドレス：e_sanka@jica.go.jp 電話番号：03-5226-6609

電子入札システムに関する技術的質問は回答できません。必ずヘルプデスクへお問い合わせください。

https://www.iica.go.jp/about/announce/notice/_icsFiles/afieldfile/2025/05/15/manual2025_0514.pdf

第2 業務仕様書（案）

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」）が実施する「2026-2028年度 JICA 海外協力隊選考時健康判定にかかる委託業務」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

1. 業務の背景・概要

1-1. JICA ボランティア事業の概要

JICA ボランティア事業は、開発途上国の要請に基づき、それらの国々の経済の発展に協力したいという国民の海外での活動を促進するために独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）が実施している事業の一つであり、1965年に開始された長い歴史を有する事業である。

JICA ボランティア事業は、独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第4号において、「国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動または地方公共団体もしくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済および社会の開発または復興への協力することを目的とするもの（以下この号および第42条第2項第3号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ 開発途上地域の住民と一体となって行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考および訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、および運営すること。

ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考および訓練を受けたものを開発途上地域に派遣すること。」（関連部分のみ抜粋）と規定されており、その目的は次の3点である。

- ・ 開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与
- ・ 異文化社会における相互理解の深化と共生
- ・ ボランティア経験の社会還元

1-2. 事業形態および派遣規模について

長期派遣は開発途上国に1年以上、原則として2年間滞在し、派遣先の国の人々と生活をともにしながら協力活動を行う。また短期派遣（派遣期間：1カ月以上1年未満）の制度もあり、それぞれ別に募集・選考を行っている。加えて、連携派遣制度¹や、現職教員特別参加制度、事務所推薦型など様々な制度がある。

¹ 連携派遣制度：<https://www.jica.go.jp/volunteer/relevant/company/cooperation/>

応募区分と派遣体系については2018年度秋募集期より制度変更があった。それまで年齢により応募区分を設けていたが（青年海外協力隊は20-39歳、シニア海外ボランティアは40歳-69歳を対象とした）、同募集期以降は、以下のとおり区分している。（以下、「募集要項」より抜粋）

2 応募区分

JICA 海外協力隊（長期派遣）には、「一般案件」と「シニア案件」の2つの応募区分があります。応募区分によって JICA 海外協力隊の種類（呼称）が異なります。

■一般案件（広く職種で応募する区分）

「自分の持っている技術・知識や経験を開発途上国の人々のために生かしたい」という強い意欲を持つ方が、職種を選んで応募します。合格された案件により、派遣呼称が決まります。

募集期：春募集・秋募集の年2回 派遣期間：1～2年 対象年齢：20歳～69歳 ※一部の要請は45歳以下の方が対象です。

年齢	種類（呼称）	概要
20～45歳の方	青年海外協力隊	アジア・アフリカ・中南米・大洋州・中東・欧州地域の人々のために、自分の持っている技術や経験を生かしてみたい。そうした強い意欲を持っている方が、現地の人々と同じ言葉を話し、ともに生活・協働しながら開発途上国の国づくりのために協力しています。
46～69歳の方	海外協力隊	
20～45歳の方	日系社会青年海外協力隊	中南米の日系社会で、自分の持っている技術や経験を生かしてみたい。そうした強い意欲を持っている方が、日系人、日系社会の人々と、ともに生活・協働しながら中南米地域の発展のために協力しています。
46～69歳の方	日系社会海外協力隊	

■シニア案件（一定以上の経験・技能等が必要な個別案件へ応募する区分）

「自分の持っている専門的な技術・知識や経験を開発途上国の人々のために生かしたい」という強い意欲を持った方が、より専門性の高い案件を選んで応募します。合格された案件により、派遣呼称が決まります。

募集期：春募集・秋募集の年2回 派遣期間：1～2年 対象年齢：20歳～69歳

年齢	種類（呼称）	概要
20～69歳の方	シニア海外協力隊	アジア・アフリカ・中南米・大洋州・中東・欧州地域の人々のために、自分の持っている技術や経験を生かしてみたい。そうした強い意欲を持っている方が、現地の人々と同じ言葉を話し、ともに生活・協働しながら開発途上国の国づくりのために協力しています。
	日系社会シニア海外協力隊	中南米の日系社会で、自分の持っている技術や経験を生かしてみたい。そうした強い意欲を持っている方が、日系人、日系社会の人々と、ともに生活・協働しながら中南米地域の発展のために協力しています。

<短期派遣の応募区分>

短期派遣の対象年齢、呼称は長期同様、募集時期については長期募集の終了後に開始、年に2回選考を実施している。

日本国民の参加を幅広く逍遥し、開発途上国のニーズに応えるため、協力分野は計画・行政、商業・観光、公共・公益事業、人的資源（教育等）農林水産、保健・医療、鉱工業、社会福祉、エネルギーなど多岐にわたり、職種の数は約200にのぼる。

1965年以降、累計約5万7千人以上が派遣されており、現在は74か国で1,764名（2025年7月現在）が活動中である。

現職教員特別制度：https://www.jica.go.jp/volunteer/application/support_system/teacher/
事務所推薦型：在外拠点の推薦で実施するもの。

1-3. JICA ボランティア選考の概要

JICA はボランティア事業への応募者の中から、開発途上国のニーズに見合う技術・知識・経験と、それらを開発途上国の人々のために生かしたいという強い意志を持ち、かつ、日本とは異なる文化や環境の中での生活に耐えうる体力・精神力を有する人材であるかについての選考を行い、選抜する。

長期派遣の募集は年2回（春（2月下旬頃応募開始～8月下旬頃合否発表）及び秋（9月上旬頃応募開始～2月上旬頃合否発表²）、短期派遣の募集も年2回を目途に実施する。

ボランティア事業全体における事業の流れ・選考のフローは別添1を参照。参考までに、直近で比較的応募者数が多かったものとしては、長期2,521名（2022年度）、短期273名の応募があった（2024年度）。（2020-2024年度の選考実績は資料4を参照）

近年の傾向を踏まえ、本業務の対象となる応募者数の規模は、派遣形態ごとに概ね以下のとおり。

区分	募集形態		年間実施回数 (時期)	応募人数 (各募集期)	合格人数 (各募集期)
長期派遣	公募	一般案件・シニア案件	2回（春・秋）	800～1100	350～450
		現職教員特別参加制度	1回（春）	約60	約40
	非公募	連携案件	2回（春・秋）	約50	約50
短期派遣	公募	一般案件・シニア案件	2回（春・秋）	50～200	10～50
	非公募	連携案件	2回（春・秋）	30～120	20～100
		事務所推薦型	2,3回（通年）	約5	約5

2. 業務委託の内容

2-1. 選考時健康判定の位置づけと実施体制

（選考時健康判定の位置づけ）

JICA 海外協力隊の派遣される開発途上国は日本と比較すると生活環境（気候、ライフラインの状況、文化、社会背景等含む）や医療事情が大きく異なる。JICA はそのような開発途上国に一定の期間、生活の場が移るという特殊性を考慮して選考時の健康審査を慎重に行い、派遣の可否（国や任地の制限の有無、定期報告や自己管理の必要性を含む）及び派遣国について判断を行う。

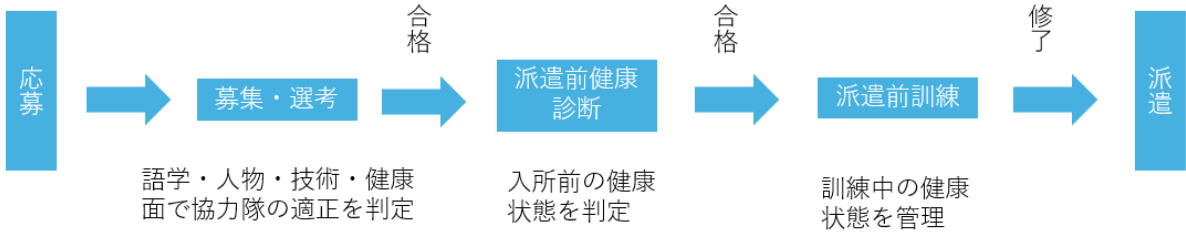
（選考時健康判定の実施体制）

選考過程における健康判定は、応募時に提出された問診票及び健康診断書、また必要に応じて受験者に提出を指示する追加書類（所定の診断書や再検査結果等）に基づき、JICA の定める判定基準に則って、本業務受注者が行う。青年海外協力隊事務局選考・

² 2026年募集スケジュールの予定。今後変更の可能性もあり。

訓練課（以下「選考・訓練課」という）は、受注者による健康判定結果をふまえて、最終的な合否や派遣国・任地を決定し、受験者に対して通知する。選考過程における健康判定作業は限られた期間の中で、正確かつ迅速に実施することが必要とされること、また、日本の生活環境下では問題にならないような症状であっても、派遣国の生活環境や医療事情等により活動が難しくなるというような状況を踏まえ、高い専門的知見に基づき慎重に行う必要がある。従って、本業務は開発途上国を含む海外渡航を前提とする健康判定について一定の経験とノウハウを有し、また専門医を含む判定体制を有する事業者による総合的な判断が実施されることが期待される。このように受注者は JICA の定める判定基準及び高い専門的知見に基づき総合的に判断することが求められるが、受注者が判定に迷う場合は、選考・訓練課を通じて、安全管理部健康管理室（以下「健康管理室」という）及び JICA 顧問医に確認する場合もあるため、随時選考・訓練課に連絡及び相談を行いながら判定を行う。加えて、受注者には、健康判定後、募集期毎に判定実績を分析したうえで、必要に応じ健康判定基準の見直しや、健康判定プロセスの効率化について、機構に対して適宜提案を行うことも期待される。

（参考 1：応募から派遣までの流れ）



（参考 2：応募から派遣中までの段階別の健康診断・判定関連書類の管理について）

段階	提出後の書類の所在	対象書類
選考時健康診断、判定	選考・訓練課、本業務受注者	応募者提出書類
派遣前健康診断、判定	選考・訓練課、安全管理部健康管理室（以下「健康管理室」）	合格者（訓練開始予定者）提出書類
（派遣前訓練）	（駒ヶ根訓練所、二本松訓練所、健康管理室）	（適宜両訓練所、健康管理室が指示するもの）
（派遣中）	（健康管理室）	（JICA 在外拠点と安全管理部健康管理室で適宜対応）
帰国後健康診断	健康管理室	帰国者提出書類

2-2. 本業務委託の内容

受注者は、判定基準やスケジュール、問題発生時の対応等について選考・訓練課と相

談しつつ、以下のとおり選考時健康判定業務を実施する。

- (1) 各募集期毎のスケジュールに則って、応募者がウェブシステムを通して提出する健康診断書、問診票の記載事項を確認する（提出されたデータの書類不備確認含む）。健康診断書に関しては、軽微な記入ミス等がある場合、問診票に関しては、申告いただいた内容のみでは判断ができない場合、提出者に対し、電話・メールでヒアリングを行う。
- (2) JICA が示す健康判定基準に沿った判定作業の実施。当初の取り付け資料（健康診断書、問診票）では判定が困難な場合（追加検査や追加情報が必要な場合）は、各受験者に対する追加指示と、指示書類の取り付けを行って、判定する。なお各受験者の事情等により、選考・訓練課が指定する期間内に判定が完了しないことが見込まれる場合は速やかに選考・訓練課に連絡し、対応について個別に協議する。
- (3) 連携派遣制度の応募者にかかる健康判定は、案件の特殊性もあるため、選考・訓練課から事前に受注者へ追加資料を提供する場合がある。そのようなケースでは派遣態様（派遣時期、派遣期間、活動内容、グループ派遣、引率者の有無等）を踏まえ、合理的配慮があれば派遣可能かも考慮し、健康判定を行う。
- (4) 判定結果にかかる選考・訓練課への連絡。（判定結果については AOL に入力。）
- (5) 判定結果、内容に関する選考・訓練課からの照会・質問への対応。
- (6) 全応募者の提出書類一式の選考・訓練課への納品（電子データ一式を Teams で提出する予定）。
- (7) 健康判定基準、健康診断書・問診票の項目等に関する見直し等の提案。
- (8) 前事業者からの引継ぎ対応、及び次期事業者への引継ぎの実施。
- (9) 精算報告・業務報告書を作成、選考・訓練課への提出。

2-3. 業務の詳細

(1) 健康診断書、問診票の記載事項の確認

各募集期毎に設定される、健康診断書・問診票の提出締切日³までにウェブシステム（現在は Wellness 問診・調査票システム⁴を使用）を通して提出された問診票、健康診断書⁵について、必要な項目がすべて正しく記載されているか確認する（書類の電子化が適切でなく判読できない、見切れている等の書類不備確認含む）。なお健康診断書と問診票は、ウェブ上で PDF 形式で提出される。提出状況について、受験者毎に AOL（Access On Line）に入力する。

受注者は健康診断書に関しては、軽微な記入ミス等がある場合、問診票に関しては、申告いただいた内容のみでは判断ができない場合、メールや電話等により直接、受

³ 募集期毎に設定。

⁴ 2024 年秋募集より選考事務委託契約の委託先にて使用している問診票作成ツール。

⁵ ウェブシステムを通して提出。

験者に連絡して確認し、健康診断書、問診票に反映させる。

(2) 判定基準に沿った判定作業の実施

- 1) 受注者は、別送資料6「JICA ボランティア事業選考過程における健康判定基準」に沿って判定を行う。判定を行う際には、一つの項目だけで判定することなく、他の血液検査項目や既往症をふまえて総合的に判定を行うこと。詳細は健康判定基準表の「判定基準一覧シート」に記載されている「重要留意事項」を参照すること。判定結果は表1の通り、A～D等の7分類とするが、診断書や再検査の結果の提出を待つ必要がある場合はペンディング(P)と分類する。P分類となった受験者については、受注者より、ウェブ上で再検査等の指示を行い、受験者より追加の診断書や質問票を取り付ける(再検査等指示)。この際に受験者が提出する書類についても、ウェブ上で受注者に直接提出される。現行の依頼文及び様式は資料1①～⑤の通り。受注者により様式の変更を希望する場合には選考・訓練課に予め相談する。(サンプル:①追加提出依頼文書、②診断書様式、③アレルギー疾患用診断書、④アトピー質問表、⑤血圧体重記録表)
なお、選考・訓練課から、該当者が辞退したり、健康判定以外の理由で一次選考不合格となった、との連絡を受けた場合は、Pから「判定中止」に変更し、該当者に関する判定プロセスを終了する。
- 2) 本業務においては、受注者が判定を完了することを基本とするが、健康判定基準を参照しても判断に迷う場合、JICAに相談することができる(JICA側は、選考・訓練課から健康管理室及びJICA顧問医に相談の予定)。その際、判断に迷う理由や見解・判定とその根拠を添えて相談すること。また相談結果をふまえて、選考基準の改訂に関して提案すること。〈例〉川崎病〉
- 3) 受注者は、判定に必要な内容に関し、受験者より問い合わせがある場合については、受験者と直接のやり取りを行う。一方、判定結果は受験者には一切開示されないため、判定内容について受験者から照会されることは想定されない。仮に一部の受験者から執拗な照会等がある場合には、選考・訓練課と協議のうえ、しかるべき対応を行う。
- 4) 連携派遣制度の応募者にかかる健康判定は、案件の特殊性もあるため、選考・訓練課から事前に受注者へ追加資料を提供する場合がある。そのようなケースでは派遣態様(派遣時期、派遣期間、活動内容、グループ派遣、引率者の有無等)を踏まえ、合理的配慮があれば派遣可能かも考慮し、選考・訓練課と相談の上、健康判定を行う。また、必要に応じ追加情報を踏まえ選考・訓練課から再判定の依頼があった場合にはこれに対応すること。

(表1) 選考時における健康判定基準

判定	判定基準	任国条件（※2）	選考上の扱い
A	異常なし	なし	合格
B	異常はあるが経過観察レベル	なし	合格
C	異常あり、自己管理が必要	なし（C1）	合格
		任国条件あり（C2）	合格（在外照会）
CX	異常あり、定期報告（※1）が必要	なし（CX1）	原則、不合格
		任国条件あり（CX2）	原則、不合格
D	派遣不可	派遣不可	不合格

※1：定期報告とは、健康診断結果や提出された主治医からの診断書をもとに、定期的に健康管理室からの介入を要すると判断する場合に健康管理室が指示する制度である。定期報告の内容は、報告書や検査結果等を指す。

※2：任国条件とは受験者の健康状況によって派遣できる国やエリアを指定するもの。

参考1：健康判定に関する2025春選考実績件数：1,087件（一般：1,042件、シニア：45件うち二次選考時の一般739名、シニア21名を以下データの対象とする）

判定	A	B	C1	C2	CX1	CX2	D	判定中止
割合	3.16%	37.89%	35.00%	11.05%	0.53%	1.05%	6.58%	4.74%

（3） 判定結果にかかる JICA への連絡

健康に関する判定結果は、選考の可否判定に必要な、重要な要素であるため、判定が終わり次第、速やかに選考・訓練課にデータとして納品（連絡）する。2025年度は AOL（Access On Line）⁶による判定結果入力にて実施（AOLからは、CSVでのデータ出力が可能）。項目は、①判定結果、②任国条件に関する所見（C2 または CX2 のみ）、③定期報告に関する所見（CX1 または CX2 のみ）④再検査指示（対象者のみ）。2027年度以降については、別途 JICA が契約する選考事務委託契約の委託先となる者の提案する管理ツール（ウェブ対応）の設定により、報告の方法が異なる可能性があるが、項目は同様。

受験者とおこなったやりとりも含め、選考にかかる健康審査書類はすべてデータで納品する。判定結果を記入した表紙を作成し、受験者毎に一つの PDF ファイルを作成する。

なお「定期報告」に関する所見（CX1 または CX2 のみ）のついた合格者に対しては、受託先が作成した所見をもとに選考・訓練課が本人へ通知するので、最終可否通知日より

⁶ 2019～2026年度まで選考事務委託契約の委託先にて使用している採用管理ツール。本件受注者専用の判定結果入力画面を選考事務契約委託先が用意するアカウントにてログインし、必要項目を入力する。本件受注者には健康判定上、最低限必要な応募者情報（氏名、性別、生年月日、応募区分、メールアドレス、応募完了者・一次合格者等の選考ステータス）のみを AOL 上で共有する。

り2週間程度早く確定させる必要がある（詳細は都度、選考・訓練課と相談する）。その他含む判定作業の最終期限日は、選考・訓練課より、募集期毎に指定する。

なお受験者との連絡が滞っているなど判定に支障が生じる場合は選考・訓練課に適時、メールや電話にて報告を行い、対応を協議する。

なお、応募者は健康書類の作成に当たって選考事務委託契約の委託先にて使用している問診票作成ツール（Wellness 問診・調査票システム）を使用し2026年度春募集以降は応募時の健康診断書及び問診票をウェブ上で提出、再検査の対象となった受験者に対しても、再検査関連書類のダウンロードおよび検査結果のアップロードが対応できるシステムにしたため、受注者は本ツールを通して提出された電子データの健康書類を用いて判定を行うこと。

（４） 判定結果、内容に関する JICA からの照会・質問への対応

選考・訓練課は、選考過程にて検討に必要な場合には、上記 2-3.（３）に示す項目だけでなく、内容の詳細や、それ以外の情報（再検査指示への受験者の対応状況など）について、受注者に対し（メールあるいは電話等により）照会したり、任国条件や定期報告に関する所見にかかる質問をしたりする場合がありますので、受注者は出来るだけ速やかにこれに対応する。なお、最終合否通知日の3営業日前から当日にかけては、急な受験者からの新規傷病報告に対して判定できる体制を受注者内で整え、最終合否通知に間に合うように対応する。

（５） 全応募者の提出書類一式の選考・訓練課への納品

募集期毎に、受注者が健康判定に使用した全応募者の提出書類一式（健康診断書、問診票、追加指示内容、及び追加指示に対応した書類）をすべて整理し、選考・訓練課に電子データで納品する。納品時期は、募集期毎の判定作業が終了次第、選考・訓練課と相談のうえ確定する。なお、選考にかかる健康審査書類は受験者毎に一つの PDF ファイルにまとめる。ファイルの識別番号、分類の仕方などは選考・訓練課と協議の上、決定すること。

（６） 健康判定基準、健康診断書・問診票の項目等に関する見直し等の提案

募集期毎に判定業務を振り返り、業務フロー上の疑問点や改善点を洗い出すとともに、判定基準の数値の適性化や明確化、それに伴う診断項目や問診項目の見直し等も分析を踏まえて JICA に提案する。いくつかの募集期をまとめた提案でも可。その際に、各募集期毎の選考実績などの統計データを抽出し、レビュー会議での分析結果を事務局と健康管理室へ共有すること。また、受注者は JICA（健康管理室、選考・訓練課）との間で募集期毎にレビュー会議を行い、判定のプロセスや結果、次期募集期に向けた

課題などを共有する。JICA はこれらを踏まえて各種改善を図る。

(7) 前事業者からの引継ぎ対応、及び次期事業者への引継ぎの実施

受注者は、現行事業者との間で、約1か月間（2026年8月）引継ぎを実施する。次期事業者に対しては、健康判定基準を含め、ルールや提出書類に関する理解を促すと共に、業務効率化や応募者対応に関する課題を共有する。現行業者が次期契約を受託した場合は契約期間を2026年9月1日からとし、引継ぎに係る経費は本契約に含まない。また本契約終了時期には、次期契約期間に受託する業者との間で同様に引継ぎを行うものとする。

受注者は、受託期間中は業務マニュアルを整備し、常に更新し、受注者内で担当者が交代しても支障が無いよう努めるとともに、次期事業者に対する引継ぎを行う場合に十分な対応ができるよう準備する。

(8) 精算報告・業務報告書の作成、JICA への提出

3. 委託業務の実施場所の確保

受注者は、本業務に必要なスペースを受注者側で準備する。また、応募完了後の受験者から、診断項目や再検査内容等に関して照会を受ける場合の問い合わせ先となる電話番号及びメールアドレスを、受験者に対して公開することが求められる。本業務を受託することにより発生する、人件費以外の実費にかかる経費は（6.に記載のとおり）直接経費として精算対象とする。

4. 業務の実施に当たり確保されるべきサービスの質

(1) 情報漏洩の防止

本業務では、年間約2500名という多数の応募者を対象とし、これらの応募者調書をはじめ、大量の要配慮個人情報を取り扱うことから、情報漏えい防止をはじめとする情報セキュリティ体制を整備した上で業務が行われること。要配慮個人情報の盗難、亡失及び漏洩の防止に関する具体的かつ現実的な計画が立案・実施されること。特に、要配慮個人情報の各プロセス（取得、利用・加工、保管、受渡及び廃棄）において、確実に要配慮個人情報の管理が実行されること。

上記の通り、本業務は要保護情報を取り扱う契約であることから、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（最新版）及びこれに準拠する機構内関連規程に基づき機構が定める「個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策」を遵守するとともに、「個人情報保護及び情報セキュリティに関する情報」にて、個人情報保護及び情報セキュリティにかかる管理体制等の報告を行う。

(2) 業務量の目途及び業務従事者の構成および能力・経験等

JICA が想定する業務量の目安及び業務従事者の構成および能力・経験等は以下のとおり。なお、業務量の目安は発注者の想定であるため、本仕様書の内容を踏まえ、入札金額を積算すること。また、業務従事者の構成についても、業務内容及び業務行程を踏まえ、より適切な構成が有る場合は、その理由とともに技術提案書で提案すること。

- ① 業務量の目安： 全体で 1872 人日
- ② 業務従事者の構成および能力・経験等（案）

業務総括者（1名）：

- （ア）求められる役割：事業の総括・健康判定基準・様式見直しに関する提言、業務報告書の作成、契約管理など
- （イ）望まれる能力・経験：健康判定業務に関する総括・受託事業管理の経験等

業務従事者①（1～2名）：

- （ア）求められる役割：JICA の定める健康判定基準に基づき、応募者の健康判定を行う。
- （イ）望まれる能力・経験：健康診断結果に基づく健康判定に関する業務実績

業務従事者②（2～3名）：

- （ア）求められる役割：問診票、健康診断書の記載不備に関する応募者照会、判定結果のデータ入力、選考・訓練課への報告・連絡等。
- （イ）望まれる能力・経験：医療従事者として健康診断に関わる経験

業務従事者③（1名～分担して行う場合は受注者の提案による）：

- （ア）求められる役割：応募受付時の書類不備確認、書類不備に関する応募者照会、提出書類のデータ入力、処理等。
- （イ）望まれる能力・経験：健康判定業務に関する事務経験

5. 成果品・その他提出書類

受注者は、以下の成果品・提出書類を作成し、JICA へ提出する。

(1) 成果品

・ 四半期業務完了報告書

受注者は、各四半期終了後の翌月末までに、四半期業務完了報告書を作成し、以下の項目を報告する。

- ア. 当該契約期間に行った健康判定業務の概要と傾向
- イ. 業務上の改善点、提出書類や判定基準に関する所見や課題。

・最終業務完了報告書

受注者は、契約期間終了月の10日までに、最終業務完了報告書を作成し、以下の項目を報告する。

ア.、イ.に加え、次期事業者への引き継ぎ事項を取りまとめた引継ぎ書を含めること。

また、報告書提出までに、本契約により受注者が保有・管理した個人情報を含むデータについて、選考・訓練課への引き渡しを完了させるものとする。

(2) その他提出書類

・経費報告書

受注者は、成果品提出の翌日から起算して30日以内に経費報告書を作成し、提出すること。なお、最終の経費報告書は、履行期間末日の翌日から起算して30日以内に提出するものとする。

注：四半期業務完了報告書および経費報告書について、2026年度以降の各年度第4四半期は、発注者が指定する期日までに提出するものとする。

また、2026年度第2四半期については、2026年8月から9月までの2か月間を対象期間とする。

6. 経費の確定方法

発注者は、受注者が提出する業務完了/部分完了報告書に基づき検査を行い、契約金額内訳書（以下、同内訳書）に定める金額の範囲内において、以下の通り確定する。

(1) 本業務の対価（報酬）

① 直接人件費

1. 選考時健康判定業務

同内訳書に定められた月額単価に実施した月数を乗じ、算定した額を確定する。

2. 引継ぎ業務

同内訳書に定められた単価及び数量に基づき、算定した額を確定する。

② 一般管理費

直接人件費に同内訳書で定められた経費率を乗じた金額とする。なお、管理費には以下を含める：交通費、内国旅費、事務用品、通信費・印刷費・郵送料・振込手数料

(2) 直接経費

定額計上：

1. 執務スペース料、資料保管料

同内訳書に定められた金額に基づき、実績を領収書等の証拠書類により確認して確定する。

定額計上以外（価格競争対象）：

1. システム構築費用

同内訳書に定められた単価及び数量に基づき、算定した額を確定する。

2. メンテナンス費用

同内訳書に定められた月額単価に実施した月数を乗じ、算定した額を確定する。

なお、現在、応募受付時および選考時に使用している健康審査提出書類システムは別契約に含まれており、本システムは、健康審査の際に受注者が内部管理のために使うものを想定している。

7. 支払方法

受注者は、業務完了後、業務完了届及び業務完了/部分完了報告書、経費報告書を作成し、発注者に提出する。発注者による検査合格後、受注者は発注者へ請求書を提出する。

8. 実施期間に関する事項

受注者は原則 2026 年秋から 2029 年春募集まで（2029 年春募集を含む）にかかる健康判定業務を担う。契約期間の終期については、より適切な時期があれば技術提案書にて提案を行うこと。

本業務全体の契約期間	2026 年 8 月 3 日から 2029 年 8 月 31 日
現行事業者の契約期間	2023 年 3 月 1 日から 2026 年 8 月 31 日
現行事業者からの業務引継期間	2026 年 8 月 3 日から 2026 年 8 月 31 日
次期事業者への業務引継期間	2029 年 8 月 1 日から 2029 年 8 月 31 日

8 その他留意事項

- ・年間約 2,500 名の応募者の健康判定を行う前提により、積算し契約を行うが、その人数を超える場合又は大幅に減る場合、双方協議の上、契約内容を見直す場合がある。
- ・発注者の指示により緊急に要した諸経費が発生した場合、双方協議の上、直接経費として支払いを認める場合がある。

<添付書類>

- 別添 1 : ボランティア事業の流れ
- 別添 2 : 問診票様式
- 別添 3 : 健康診断書様式
- 別添 4 : 年間スケジュール
- 別添 5 : 募集要項上の健康にかかる留意事項

<別送資料>

- 資料 1 ー① : 健康審査に係る追加提出依頼文書
 - 資料 1 ー② : 診断書
 - 資料 1 ー③ : アレルギー疾患用診断書
 - 資料 1 ー④ : アトピー質問表
 - 資料 1 ー⑤ : 血圧体重記録表
 - 資料 2 : 健康上条件付承諾文書
 - 資料 3 : 在外健康管理員配置
 - 資料 4 : 2020 年度～2024 年度選考実績
 - 資料 5 : JICA 海外協力隊派遣者数国別集計表 (2025 年 7 月 31 日現在)
 - 資料 6 : JICA ボランティア事業選考過程における健康判定基準 (案)
- (別送資料 1～6 については内部資料のため、関心表明企業のみにも別送配布する。データは必ず廃棄すること。)

JICA ボランティア事業の流れ

1. 要望調査

国際約束に基づき開発途上国にてボランティア派遣の要望を調査。

2. 要請受付、とりまとめ

上記調査を受けて当該開発途上国から提出されたボランティア派遣要望を取りまとめる（これを各国からの「要請」という）。

3. 要請情報公開、募集、

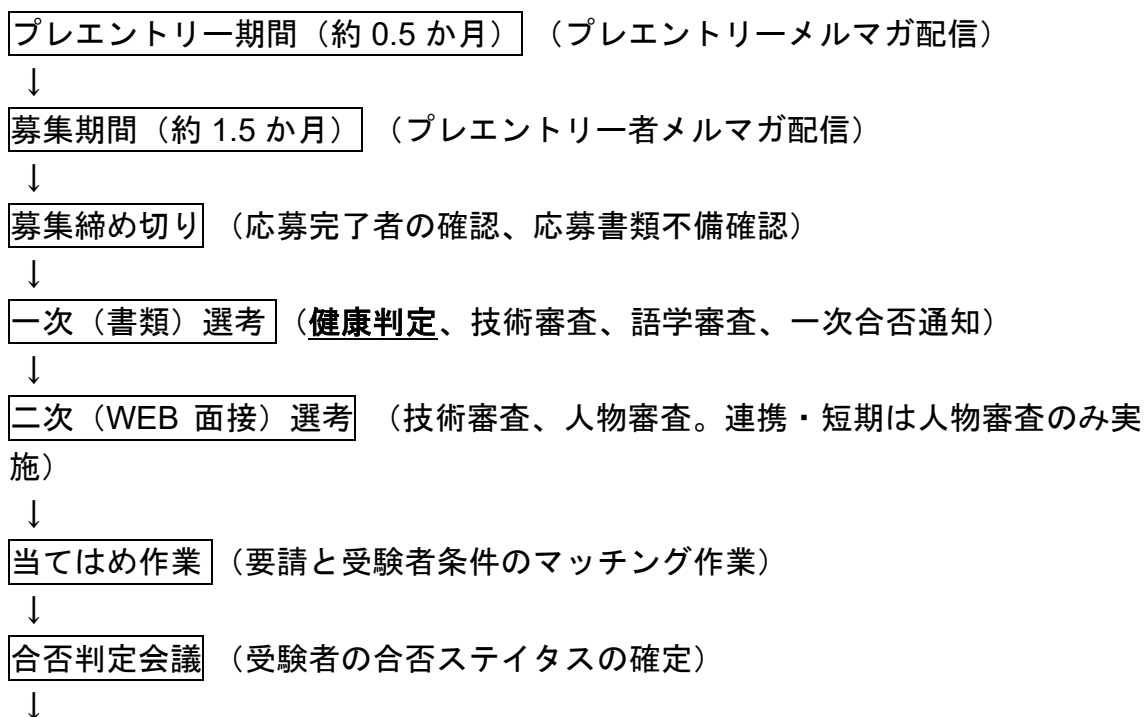
年4回（長期2回、短期2回）、各国からの要請をウェブ(ボランティアサイト)で公開し、各要請に対応できる開発途上国への派遣者を募集する。

4. 応募受付、選考

JICA 海外協力隊応募マイページにより応募者から応募調書等を受け付け、一次選考（健康・書類・語学）、二次選考（技術・人物）を得て合否を決定し、受験者に結果を通知する。合否通知の際、必要な資格取得指示、訓練参加同意書の案内等を行う。

2025 年秋募集期募集要項：

<https://www.jica.go.jp/volunteer/application/long/require/pdf/guideline.pdf>



隊次編成（合格者の訓練所別の派遣隊次を決定）

↓

合格通知（募集締切から約 3.5 か月後）（二次合否通知・訓練入所案内）

5. 派遣前訓練／研修

原則として全合格者（長期派遣者）を対象に、約 70 日間の合宿形式の研修により、現地語、国際協力の意義等、海外協力活動に不可欠な技術・知識を習得させる。

6. 課題別派遣前訓練

派遣前訓練の一貫として、隊員がその分野で必要とされる実務的な技術・技能及び教授法の向上などの習得を目的として実施するもの。対面及び遠隔型(オンライン)の講義・実習がある。

7. 表敬

訓練修了者について、各人の所在地の地方自治体への出発報告（表敬）等を実施する。

8. 派遣、海外協力活動

訓練／研修修了者を開発途上国に派遣する。派遣されたボランティアは、当初の要請内容に基づきながらも現況に対処し、海外協力活動を実施する。JICA は各派遣国の在外事務所を窓口として、ボランティアの活動を支援する。

9. 帰国後支援

帰国隊員を対象に、ボランティアの経験の社会還元や進路についてのガイダンスを実施する。全国に進路相談カウンセラーを配置し、進路開拓を支援する。

10. 社会還元、啓発活動

JICA ボランティア事業の目的の一つであるボランティア経験の社会還元を支援するとともに、ボランティア事業について広報を行い、新たな参加者を確保するための啓発活動を行う。

以上

問診票

JICA海外協力隊

募集期

JICA海外協力隊（長期派遣） 2026年春募集

フリガナ	生年月日（西暦）	年齢	性別
氏名 ※戸籍上の氏名に限る	年 月 日	歳	
電話番号	E-mail		

【個人情報の取り扱いについて】

合格され派遣が決定した場合には、ご提出いただいた健康に係る書類を、JICA安全管理部健康管理室、青年海外協力隊訓練所診療室、派遣国在外事務所、ならびに国際協力共済会と共有いたします。また、海外旅行保険会社とも必要に応じて情報を共有する場合があります。

【留意事項】

JICAボランティアの活動地域の多くは、日本とは異なり自然環境や生活環境等が厳しく、また医療事情、衛生状態も悪い開発途上国であり、症状によっては派遣継続が困難な事態に陥る可能性があります。

合否判定及び派遣国決定にあたって極めて重要な情報となりますので、問診票は正確に申告してください。未申告または虚偽の申告があった場合は派遣中止や派遣期間の短縮となります。この場合、手当や旅費等の返還をしていただくことがあります。

派遣国の医療事情によっては定期的な通院、検査ができない場合があります。派遣期間中に必要な診察・治療についてはご自身で主治医と確認および相談をしてください。

通院中の疾患	既往歴のある疾患 ※手術には、内視鏡的治療（例：胃のポリープ切除）も含まれます
病名（ ） 発症年齢（ 歳） 通院間隔（ か月毎） 通院開始（/終了※歯科矯正のみ）年月日（ 年 月 日頃） 現在使用中の内服薬/外用薬 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 内服薬/外用薬名（ ） 手術歴 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 手術を実施した年齢（ ）歳 手術名または手術の詳細 （ ）	病名（ ） 発症年齢（ ）歳 治療が終了した年齢（ ）歳 治療内容：（ ） 最終通院（ 年 月 ）頃 手術歴： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 手術を実施した年齢（ ）歳 手術名または手術の詳細 （ ） 現在の症状： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
海外派遣中の予定	
医師の指示 海外派遣中の通院の必要性 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（間隔： か月毎） ※任地での通院の必要性 海外派遣中の処方予定 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（間隔： か月毎） 海外派遣中の定期検査 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（間隔： か月毎） （検査内容： ）	
ご自身の考え 派遣中の薬剤の入手方法 （ ）	
通院中の疾患	既往歴のある疾患
病名（ ） 発症年齢（ 歳） 通院間隔（ か月毎） 通院開始（/終了※歯科矯正のみ）年月日（ 年 月 日頃） 現在使用中の内服薬/外用薬 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 内服薬/外用薬名（ ） 手術歴 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 手術を実施した年齢（ ）歳 手術名または手術の詳細 （ ）	病名（ ） 発症年齢（ ）歳 治療が終了した年齢（ ）歳 治療内容：（ ） 最終通院（ 年 月 ）頃 手術歴： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 手術を実施した年齢（ ）歳 手術名または手術の詳細 （ ） 現在の症状： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
海外派遣中の予定	
医師の指示 海外派遣中の通院の必要性 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（間隔： か月毎） ※任地での通院の必要性 海外派遣中の処方予定 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（間隔： か月毎） 海外派遣中の定期検査 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（間隔： か月毎） （検査内容： ）	
ご自身の考え 派遣中の薬剤の入手方法 （ ）	
通院中の疾患	既往歴のある疾患
病名（ ） 発症年齢（ 歳） 通院間隔（ か月毎） 通院開始（/終了※歯科矯正のみ）年月日（ 年 月 日頃） 現在使用中の内服薬/外用薬 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 内服薬/外用薬名（ ） 手術歴 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 手術を実施した年齢（ ）歳 手術名または手術の詳細 （ ）	病名（ ） 発症年齢（ ）歳 治療が終了した年齢（ ）歳 治療内容：（ ） 最終通院（ 年 月 ）頃 手術歴： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 手術を実施した年齢（ ）歳 手術名または手術の詳細 （ ） 現在の症状： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
海外派遣中の予定	
医師の指示 海外派遣中の通院の必要性 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（間隔： か月毎） ※任地での通院の必要性 海外派遣中の処方予定 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（間隔： か月毎） 海外派遣中の定期検査 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（間隔： か月毎） （検査内容： ）	
ご自身の考え 派遣中の薬剤の入手方法 （ ）	

【3】飲酒・喫煙・運動習慣に関し、項目に必要な情報をチェックしてください。

- ①飲酒頻度
- 1週間に4回以上
 - 1週間に2～3回
 - 1か月に2～4回
 - 1か月に1回以下
 - 飲まない（飲めない）

②飲酒量（1回当たり）

【清酒1合（180m l）の目安】ビール中瓶1本（約500m l）／焼酎35度（80m l）／ウイスキーダブル1杯（60m l）／ワイン2杯（240m l）

- 4合以上
- 2～4合未満
- 1～2合未満
- 1合未満（飲まない含む）

- ③喫煙
- 現在吸っている→（ 本/日 年間）
 - 過去に吸っていた→（ 本/日 年間）
 - 吸ったことがない

④運動習慣

1日30分以上、週2回以上の運動習慣はありますか。

- 無
- 有 運動内容（ ） 期間（ ）

【4】それぞれのアレルギーに対し、必ずお答えください。

- ・アレルギー症状を引きおこす原因物質を具体的にご記入ください。
- ・アレルギーの症状を選択してください。
- ・アナフィラキシーは医師からの診断を受けた場合のみ選択してください。
- ※ 卵、ゼラチン、その他食物、薬品、ラテックス（ゴム）、アルコール消毒なども忘れず申告するようにしてください。

- ① 医師からアナフィラキシーの診断を受けたことがある 無 有 ➡（アレルギー物質（具体的に）： _____）
 エピペンを処方されている

アレルギーの症状（複数選択可）

- むくみ 目のかゆみ 鼻水 くしゃみ
- 息苦しさ じんましん 症状なし その他（ _____ ）

- ② アセトアミノフェンのアレルギーの診断を受けたことがある。 無 有

アレルギーの症状（複数選択可）

- むくみ 目のかゆみ 鼻水 くしゃみ
- 息苦しさ じんましん 症状なし その他（ _____ ）

- ③ その他アレルギー 無 有 ➡

食品（食品名：甲殻類）

アレルギーの症状（複数選択可）

- むくみ 目のかゆみ 鼻水 くしゃみ
- 息苦しさ じんましん 症状なし その他（ _____ ）

➡ 薬剤（薬剤名： _____）

アレルギーの症状（複数選択可）

- むくみ 目のかゆみ 鼻水 くしゃみ
- 息苦しさ じんましん 症状なし その他（ _____ ）

➡ イヌ・ネコ

アレルギーの症状（複数選択可）

- むくみ 目のかゆみ 鼻水 くしゃみ
- 息苦しさ じんましん 症状なし その他（ _____ ）

➡ ハチ

アレルギーの症状（複数選択可）

- むくみ 目のかゆみ 鼻水 くしゃみ
- 息苦しさ じんましん 症状なし その他（ _____ ）

➡ 花粉

アレルギーの症状（複数選択可）

- むくみ 目のかゆみ 鼻水 くしゃみ
- 息苦しさ じんましん 症状なし その他（ _____ ）

➡ 寒冷

アレルギーの症状（複数選択可）

- むくみ 目のかゆみ 鼻水 くしゃみ
- 息苦しさ じんましん 症状なし その他（ _____ ）

➡ その他（ _____ ）

アレルギーの症状（複数選択可）

- むくみ 目のかゆみ 鼻水 くしゃみ
- 息苦しさ じんましん 症状なし その他（ _____ ）

[本人記入欄] ※To be completed by the applicant.		(JICA海外協力隊募集・選考用)
募集期	氏名	ログインID
2026年春募集	フリガナ	

[医療機関記入欄] ※To be completed by medical professional.

Health Record (健康診断書)


Date (Y/M/D) 2026 / /

(Date of Physical Examination/健康診断実施日)

Sex (性別) M / F

Name (受診者名)

生年月日 年 月 日 年齢 才
Date of birth (Y) (M) (D) Age

Physical Findings 身体所見		Hematology 血液学 ※全項目必須		Urine 尿検査	
Height 身長	cm	ABO type 血液型		Protein 蛋白	- ± + 2+
Weight 体重	kg	Rh type Rh血液型	+ / -	Glucose 糖	- ± + 2+
BMI 体格指数	[Wt(kg)/Ht(m) ²]	WBC 白血球		Blood 潜血	- ± + 2+
		単位を選択 : $10^3/mm^3$ または μl		「生理中、直後は検査を避けてください」	
Blood pressure 血圧	/ mmHg	RBC 赤血球	$\times 10^4/mm^3$	Chest X-Ray 胸部レントゲン ※Direct roentgenography 直接撮影で実施	
Abdominal circumference 腹囲	cm	Hb ヘモグロビン	g/dl	normal 正常 / abnormal 異常	
Visual Acuity 視力 ※裸眼必須		Ht ヘマトクリット	%	Finding 所見:	
裸眼(uncorrected)	矯正(corrected)	Plt 血小板	$\times 10^4/mm^3$	異常時: 精査 要 / 不要	
R 右		Bio-Chemistry 生化学 ※全項目必須			
L 左		AST(GOT)	U/L		
Hearing 聴力		ALT(GPT)	U/L		
(1000Hz)	(4000Hz)	γ -GTP	U/L		
Rt 右	db	Triglyceride 中性脂肪	mg/dl	Atopic dermatitis アトピー所見	
Lt 左	db	HDL	mg/dl	Not found 無 / Found 有	
E.C.G 心電図		LDL	mg/dl	Physical Findings 診察所見 Inspection/Auscultation/Palpation/Others	
normal 正常 / abnormal 異常		Creatinine	mg/dl		
Finding 所見:		eGFR	ml/min/ 1.73m ²		
異常時: 精査 要 / 不要		Uric acid 尿酸	mg/dl		
※Please attach the copy of 12-lead ECG in the case of abnormal result. 異常や所見がある場合は心電図(コピー可)を必ず添付してください。		FBS 空腹時血糖	mg/dl		
		HbA1c	%	Finding 所見:	

Diagnosis 診察医判定

(Comment コメント)

Name of Hospital (医療機関名)

上記のとおり診断します。
(This is to certify that above mentioned person has been diagnosed.)

Address (所在地)

Date (Y/M/D) 2026 / /

(Health certificate issued date/健康診断書作成日)

Doctor's Name (医師名)

Telephone (電話)

■年間スケジュール（2026年度）※2027年度、2028年度も同様の見込み

	2026年						2027年						
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
人員増 (医師除く)	●名～●名程度												
長期2026春	募集期間		繁忙期		一次選考及び2次選考			合否通知 参加同意	●合否発表：2026年8月31日(予定)				
	健康判定期間												
長期2026秋							募集	繁忙期		一次選考及び2次選考		合否通知 参加同意	
							健康判定期間						
短期第1回募集			募集	一次選考及び2次選考			合否通知 参加同意						
	健康判定期間												
短期第2回募集							募集	一次選考及び2次選考		合否通知 参加同意			
							健康判定期間						

10 健康に関する留意事項

JICAでは、日本とは大きく生活環境（気候・ライフライン・文化背景等）や医療事情が異なる開発途上国に、長期間生活の場が移るという特殊性を考慮し、JICA海外協力隊の選考に際し、健康審査を慎重に行った上で、派遣の可否ならびに派遣国を判断します。持病のある方、治療中の傷病（歯科治療を含む）がある方、定期的に検査等を必要とされる方は、主治医とご相談いただき、完治した状態で応募されるようお願いいたします（本項目下段の疾患例を参照ください）。また、感染症からご自身の身を守り、さらに周囲への感染を防ぐため、派遣前の予防接種を強く勧奨しています（派遣国・地域によっては接種が必須となります）。このため合格後の派遣前訓練期間中に、訓練所において集団での予防接種を実施しますのでご承知おきください。応募時に提出する問診票の記入にあたっては、ア

レルギー、怪我等、完治した傷病も含めて、必ずすべて正確に申告してください。**既往症をお持ちであるにも関わらず、申告がされなかった場合、または問診票の申告内容に虚偽があることが判明した場合、派遣期間の短縮または派遣自体を中止し、手当や旅費等の返還をしていただくことがあります。**合格後に新たな疾患や既往症の再発が発覚した場合は、再度健康審査を行い、派遣の可否をあらためて判断します。派遣前訓練中もしくは現地への派遣後であっても、派遣延期または派遣取り消し（派遣後の場合は任期短縮）となる場合があります。派遣中は海外旅行保険に加入し、医療費など保険請求を行えますが、既往の傷病については、医療費及び緊急移送サービスの経費は保険ではカバーされないため、多額の自己負担が生じる可能性があります。

① 派遣不可となる疾患例

以下の疾患をお持ちの方（疾患によっては既往症も含む）は、JICA海外協力隊としての派遣は困難です。あらかじめご了承ください。

病名等	派遣不可理由
心疾患・脳血管疾患	異常の早期発見や適切な対処が困難で、開発途上国での管理が非常に困難なため。
悪性腫瘍（癌）	現在治療中あるいは手術後の経過観察中の場合は異常の早期発見や適切な対処が困難であるため。
精神科・心療内科疾患	治療中の場合、開発途上国で悪化する危険性が高いため。
糖尿病	インシュリン注射による治療中など（すでに症状が治まっている方も、インシュリン注射を使用している場合は同様）血糖コントロールが不良の方や、すでに合併症を併発している方は、開発途上国での管理は非常に困難なため。
肝機能障害・腎機能障害	著しい肝機能障害、腎機能障害がある場合、開発途上国での管理は非常に困難なため。
胃・十二指腸潰瘍	活動性の胃・十二指腸潰瘍を認める場合、開発途上国での管理が非常に困難なため。
その他	注射治療中（自己注射を含む）の方：主治医の指示のもと継続治療が必要な状態であることに加え、現地での医療器具および医薬品の確保・衛生的保管が困難なため。

② 派遣不可となる可能性のある疾患例

以下の疾患をお持ちの方（既往症を含む）は、開発途上国での活動中に再発や症状の悪化がみられる場合があるため、健康審査の結果、派遣不可となる可能性があります。あらかじめ主治医とよくご相談の上で応募ください。また、以下に限らず、何らかの疾患（既往症を含む）をお持ちの場合、疾患の種類や状態によっては、途上国での環境や医療事情等を勘案して派遣が困難となる可能性がありますので、応募時には、必ず問診票に正確に申告してください。

病名等	リスク、留意点
精神科・心療内科疾患	既往歴のある方は環境の変化やストレスによって再発する可能性があります。文化や母国語が違う国での治療は、非常に困難です。
高血圧症	未治療やコントロール不良な高血圧症は合併症を併発する危険があります。
気管支喘息	現在治療中の方や最近発作を起こした方は、環境の変化やストレス等により発作を起こしやすくなります。

病名等	リスク、留意点
睡眠時無呼吸症候群	長期間放置すると不整脈や高血圧、心不全などが起こるリスクがあります。経鼻的持続陽圧呼吸療法（CPAP）の管理は、派遣国で専門医にかかれることや安定した電力供給が求められるため、途上国での管理は非常に困難となる場合があります。
結核性疾患	現在治療中あるいは治療直後の方は、経過観察が必要です。
痔	現在症状のある方や手術直後の方は、食生活の変化により容易に悪化する可能性があります。
貧血	派遣先にはマラリアをはじめ、貧血を悪化させる感染症が流行している地域があります。貧血傾向の方がこのような感染症に罹患すると非常に危険です。特に鉄欠乏性の貧血になりがちな女性は、日ごろから食事などで鉄分の摂取を心掛けることが重要です。
アトピー性皮膚炎	派遣先の気候や生活環境によっては皮膚の清潔が保ちにくくなり、症状を悪化させる可能性があります。日常的な保湿による再燃や悪化の予防と、状態に応じセルフケアができることが重要です。
整形外科疾患	派遣先の交通事情、生活環境等により症状が悪化する疾患があります。
婦人科疾患	月経不順をはじめ婦人科疾患で治療中、または治療直後、手術直後の方は、一定期間の経過観察が必要です。また、月経不順や過多月経を治療せず放置した場合、症状が悪化することがあります。
アレルギー	日本にはないアレルギー要因物質と接触して、突然強いアレルギー症状が出る場合があります。アナフィラキシーの既往がある場合、日本と比べ医療事情が悪いため注意が必要です。
極度の肥満・やせ	肥満は、様々な生活習慣病を引き起こす健康の大敵です。また、極度のやせの方は抵抗力が弱いため病気にかかりやすいうえ、病気になった場合は、治療期間が長引く可能性があります（BMI一般的基準値：18.5以上25.0未満）。
その他定期検査を要する疾患	1ヶ月毎、3ヶ月毎のように定期的な検査や診察が必要と判断される場合、病状により、派遣不可と判断される場合があります（歯科治療（虫歯、インプラント、矯正等）含む）。

③ 任地が高地（標高2,000メートル以上）の要請に応募される皆様へ

日本では、日常生活に支障がない、あるいは治療の必要がない疾患でも、高地での環境（低気圧・低酸素・極度の乾燥）により持病が悪化する可能性があります。特に循環器疾患・呼吸器疾患・生活習慣病（高血圧症・脂質異常症・糖尿病・高尿酸血症・肥満症等）が既往症としてある方や年齢の高い方は、高地の環境に適応しづらくなります。ご自身が応募される国の首都や任地が高地であるか確認の上、応募前に、ご自身の健康状態を把握し、主治医と十分相談して応募の可否についてご検討ください。

● 標高2,000メートル以上の地域への派遣が想定される国

地域	国名
アジア地域	ブータン
アフリカ地域	エチオピア、ケニア
中南米地域	メキシコ、グアテマラ、コロンビア、エクアドル、ペルー、ボリビア

5 選考について

■ 選考内容（一般案件／シニア案件）

※以下の選考過程を通じて、人物、技術、語学、健康の観点で総合的に審査を行います。

一次選考	書類審査	応募書類をもとに要請への適合性を総合的に一次審査します。 (二次選考でも引き続き審査を行います。)
	語学力審査	語学力証明書をもとに審査します。 (二次選考でも引き続き審査を行います。)
	健康審査	応募時に提出された「問診票」および「健康診断書」をもとに応募者の健康状態を審査します。(二次選考でも引き続き審査を行います。) ※「問診票」および「健康診断書」の内容によっては追加指示(再検査等)が出る場合があります。
二次選考	会場	ウェブ面接
	人物審査・技術審査	JICA海外協力隊としての適性について、人物、技術の観点から面接を行います。職種によっては、面接の他に指定課題の提出(文章、図、作品の写真、動画等)を求めます。詳しくは、一次選考の可否通知の際にお知らせします。
	健康審査	応募時に提出された「問診票」および「健康診断書」、およびその後の追加指示(再検査、診断書取付け等)の結果を踏まえて応募者の健康状態を審査します。
最終選考	合否判定	一次選考と二次選考の結果を総合的に判断して合否を決定します。

※選考や面接の具体的な内容をインターネット上等に公開することは禁止しております。

※選考の結果、合格ラインをクリアしているものの、募集中の要請内容には適合しない等の理由であれば要請がない場合、「登録」について意思確認のご連絡をさしあげます。登録者は、合格者が辞退した場合などに繰上げ合格の対象となります。期間は1年間です。登録期間中、身分上の拘束関係はありません。

6 現職参加について

現職参加とは、現在お勤めの方が、休職などの形で所属先に身分を残したままJICA海外協力隊に参加することを指します。具体的には、公務員の場合は法律や条令、民間企業等の休職制度などに基づくものを指します。

JICAでは、所属先による雇用継続を支援するため所属先に支給する「現職参加促進費」を導入する等、より現職参加しやすくするための制度を設けています。また、派遣期間と訓練期間等の合計で2年間とすることのできる「派遣期間選択制度」も設けています。

なお、現職参加を希望する場合はご所属先(※所属部署だけではなく、企業の人事担当部門、公立学校教員の場合は都道府県・政令市教育委員会等)の承認が必要となりますので、ご注意ください。

現職参加促進費

現職参加促進費は所属先が現職参加者を継続して雇用することを促進するための経費として所属先に支払われ、用途も所属先が決定します。

派遣期間選択制度

長期派遣のJICA海外協力隊の派遣期間は通常2年間(協力隊参加期間は訓練期間等と合わせて約2年3ヶ月)のところ、所属先の要望や承諾がある場合は、参加期間が派遣期間と訓練期間の合計で2年以内になるように、選択できる制度です。例えば4月開始の訓練に参加した場合、2年後の3月のタイミングで帰国し、4月から復職できることとなります。

●現職教員特別参加制度（本制度は春募集期のみです）

現職教員特別参加制度は、公立学校、国立大学付属学校、公立大学付属学校、私立学校および学校設置会社が設置する学校の教員が現職の身分を保持したままJICA海外協力隊(青年海外協力隊、シニア海外協力隊、日系社会青年海外協力隊、または日系社会シニア海外協力隊)へ参加するための制度で、毎年春募集のみに実施します。

参加期間は、4月1日から翌年度の3月末日となり、派遣期間と訓練をあわせて2年間です。応募の翌年4月から訓練開始となり、その翌年度の3月下旬に帰国し、その年の4月1日から復職が可能となるため、参加による学年暦への影響はありません。

※現職教員特別参加制度と教員の方の一般公募での現職参加について

現職教員特別参加制度は所定の募集・応募プロセスを経て合格した方が対象となります。一般公募で応募した現職の教員の方に自動的に適用されるものではありませんので、ご注意ください。詳しくはご所属の教育委員会にご相談ください。

参加者Voice /

栗栖 潤

【隊次】2022年度1次隊

【派遣国】ガーナ

【職種】小学校教育



日本にいる時に子供たちの世界をもっと広げたいと思って来たので、日本を出てガーナでいろんな文化に出会って、いろいろな価値観に触れて良いことも悪いこともたくさん経験して、間違いなく自分の世界がすごく広がりました。



現地の小学生に美術を教える栗栖さん

※現職参加をお考えの方は必ず以下の「よくある質問」をご確認ください。

<https://www.jica.go.jp/volunteer/faq/index.html>



第3 技術提案書の作成要領

技術提案書の作成にあたっては、「第2 業務仕様書（案）」に明記されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、内容をよくご確認ください。

1. 技術提案書の構成と様式

技術提案書の構成は以下のとおりです。

技術提案書に係る様式のうち、参考様式については機構ウェブサイトからダウンロードできます。ただし、あくまで参考様式としますので、応札者独自の様式を用いて頂いても結構です。技術提案書のページ数については、評価表「技術提案書作成にあたっての留意事項」のとおりです。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

(1) 社としての経験・能力等

1) 類似業務の経験

a) 類似業務の経験（一覧リスト）・・・・・・・・・・（参考：様式1（その1））

b) 類似業務の経験（個別）・・・・・・・・・・（参考：様式1（その2））

2) 資格・認証等・・・・・・・・・・（任意様式）

(2) 業務の実施方針等・・・・・・・・・・（任意様式）

1) 業務実施の基本方針（留意点）・方法

2) 業務実施体制（要員計画・バックアップ体制等）

3) 業務実施スケジュール

(3) 業務従事者の経験・能力等

1) 業務従事者の推薦理由・・・・・・・・・・（任意様式）

2) 業務従事者の経験・能力等・・・・・・・・・・（参考：様式2（その1、2））

3) 特記すべき類似業務の経験・・・・・・・・・・（参考：様式2（その3））

2. 技術提案書作成にあたっての留意事項

(1) 技術提案書は別紙の「評価表」を参照し、評価項目、評価基準に対応する形で作成いただきますようお願いいたします。（評価項目、評価基準に対応する記述がない場合は、評価不可として該当項目の評価点は0点となりますのでご注意ください。）

(2) WLB 等推進企業（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定企業や、一般事業主行動計画策定企業）への評価については、別紙「評価表」のとおり、評価項目の内、「1. 社としての経験・能力等（2）資格・認証等」で評価しますが、評価表の「評価基準（視点）」及び「技術提案書作成にあたっての留意事項」に記載の条件を1つでも満たしている場合には、技術評価点満点100点の場合は一律1点、満点200点の場合は一律2点を配点します。

3. その他

技術提案書は可能な限り 1 つの PDF ファイルにまとめて、提出ください。
別紙：評価表（評価項目一覧表）

評価表（評価項目一覧表）

評価項目	評価基準（視点）	配点	技術提案書作成にあたっての留意事項
1. 社としての経験・能力等		60	業務を受注した際に適切かつ円滑な業務が実施できることを証明するために参考となる、応募者の社としての類似業務の経験、所有している資格等について、記載願います。
(1) 類似業務の経験	・類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、海外（特に途上国）渡航にかかる健康判定や健康診断に関する業務とする。 ・過去3年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。	45	当該業務に最も類似すると思われる実績（5件以内）を選び、その業務内容（事業内容、サービスの種類、業務規模等）や類似点を記載ください。特に、何が当該業務の実施に有用なのか簡潔に記述してください。JICA専門家や協力隊員候補者向けの健康診断の実績についても記載すること。また、健康診断を実施するクリニックと複数提携がある場合にもその内容を記載すること。
(2) 資格・認証等①	【以下の資格・認証を有している場合評価する。】 ・マネジメントに関する資格（ISO9001等） ・情報セキュリティに関する資格・認証（ISO27001/ISMS、プライバシーマーク等） ・その他、本業務に関すると思われる資格・認証	13	資格・認証を有する場合はその証明書の写しを提出願います。 「※行動計画策定・周知」 ・従業員が101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている一方で、従業員が100人以下の企業には努力義務とされています。 ・行動計画策定後は、都道府県労働局に届け出る必要があります。 ・行動計画策定企業については、行動計画を公表および従業員へ周知した日付をもって行動計画の策定とみなすため、以下に類する書類をご提出ください。（計画期間が過ぎしていない行動計画を策定している場合のみに限ります。） 一厚生労働省のウェブサイトや自社ホームページで公表した日付が分かる画面を印刷した書類 一社内イントラネット等で従業員へ周知した日付が分かる画面を印刷した書類
(2) 資格・認証等②	【以下の認証もしくは行動計画の条件を1つでも満たしている場合評価する。】 ・女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定、プラチナえるぼし認定」のいずれかの認証、もしくは「※行動計画策定・周知」 ・次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定、トライくるみん、プラチナくるみん認定」のいずれかの認証、もしくは「※行動計画策定・周知」 ・若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」	2	
2. 業務の実施方針等		110	業務の実施方針等に関する記述は5～10ページ以内としてください。
(1) 業務実施の基本方針（留意点）・方法	・本業務の内容を正しく理解した業務実施の基本方針、業務フローとなっているか。 提案されている業務の方法については、具体的かつ現実的なものか。 その他本業務の実施に関連して評価すべき提案事項があるか。	30	業務仕様書案に対する、本業務実施における基本方針及び業務実施方法を記述してください。
	・判定作業の時短化、ペーパーレス化、作業の効率化につながる内容があるか。	20	
	・受験者への再検査指示や問診票等への照会などが円滑に行われる提案となっているか。	10	
(2) 業務実施体制（要員計画・バックアップ体制）	提示された業務の基本方針及び方法に見合った実施（管理）体制や要員計画が具体的かつ現実的に提案されているか、業務実施上重要な専門性が確保されているか。 判定業務に限らず、判定基準の適性化、問診票や診断項目の適性化等について、医学的見地から助言を行うことが可能な体制であるか。 要員計画について、外部の人材に過度に依存している場合、主要な業務について外注が想定されている場合には、評価を低くする。 提携する医療機関のネットワークの実績なども評価する。	40	業務仕様書案に記載の業務全体を、どのような実施（管理）体制（直接業務に携わる業務従事者のみならず、組織として若しくは組織の外部のバックアップ体制を含む）、要員計画（業務に必要な業務従事者数、その構成、資格要件等）等で実施するか記述してください。
(3) 業務実施スケジュール	・具体的かつ現実的なスケジュール案が提示されているか。	10	業務実施にあたっての作業工程をフローチャート・作業工程計画書等で作成願います。
3. 業務総括者及び評価対象となる業務従事者の経験・能力		30	業務総括者の経験・能力等（類似業務の経験、実績経験及び学位、資格等）について記述願います。
(1) 業務総括者			
1) 類似業務の経験	・類似業務（上記1. - (1)）の実務経験及びマネジメント業務を5年以上有しているか。 ・過去5年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。	16	当該業務に類似すると考えられる業務経験の中から（現職含む）、業務総括者の業務内容として最も適切と考えられるものを3件まで選択し、類似する内容が具体的に分かるよう最近のものから時系列順に記述してください。
2) 業務総括者としての経験	・全体責任者としての能力が十分と認められるか。最近5年の総括経験にプライオリティをおき評価する。	2	
3) その他学位、資格等	・発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格、業務経験などがあるか。 ・その他、業務に関連する項目があれば評価する。	2	当該業務に関連する資格等を有する場合はその写しを提出してください。
(2) 評価対象となる業務従事者①（判定医）※判定医が複数人いる場合には、主要な判定医1名を評価。			
1) 類似業務の経験	・類似業務（上記1. - (1)）の実務経験を5年以上有しているか。業務従事者としての能力が十分と認められるか。 ・類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。 ・過去5年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。	8	当該業務に類似すると考えられる業務経験の中から（現職含む）、業務従事者の業務内容として最も適切と考えられるものを3件まで選択し、類似する内容が具体的に分かるよう最近のものから時系列順に記述してください。
2) その他学位、資格等	・発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格、業務経験などがあるか。 ・その他、業務に関連する項目があれば評価する。	2	当該業務に関連する資格等を有する場合はその写しを提出してください。

合計 200

第4 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書（案）に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

(1) 経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成です。

1) 業務の対価（報酬）

①直接人件費

別添「積算様式」を参照のうえ、業務ごとに単価を設定してください。

②管理費

当該業務委託を行う為に必要な経費であり、業務に要した経費としての抽出、特定が困難な経費について、一定割合の支払いを「管理費」として計上することを認めます。なお、管理費には交通費、内国旅費、事務用品、通信費・印刷費・郵送料・振込手数料を含めて計上ください。

2) 直接経費

当該業務の実施にあたって支出が想定される直接経費は以下の通りです。

① 直接経費（定額計上）

執務スペース料、資料保管料

② 直接経費（定額計上以外：価格競争対象）

システム構築費用・メンテナンス費用

直接経費のうち、「執務スペース料、資料保管料」に係る経費については、3,700,000円（税抜）（定額）を計上してください。

当該経費は、入札時点でその適切な見積もりが困難であることから、定額で入札金額に計上することにより、価格競争の対象としません。ただし、本経費については、業務完了時に証拠書類に基づき精算を行います。また、契約期間中に増額が必要となる場合には発注者、受注者双方で協議し、当該部分について増額の契約変更を行うことを可とします。

(2) 消費税課税

課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、入札金額の全体に100分の10に相当する額を加算した額が最終的な契約金額となります。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、業務仕様書 6. 経費の確定方法 7. 支払方法を参照して下さい。

3. その他留意事項

精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には、①日付、②宛名（支払者）、③領収書発行者（支払先）、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。

（別添）積算表

以上

積算様式

(単位:円)

I. 業務の対価(報酬) 税抜

1. 直接人件費

No.	業務名	内容/内訳	単価	数量	単位 (一式/件/回/月額)	計
1	選考時健康判定業務	業務仕様書 2-3. 業務の詳細(1)~(6)、(8)に該当		37	月額	0
2	引継ぎ業務	業務仕様書 2-3. 業務の詳細(7)に該当		1	一式	0
合計						0

2. 一般管理費等

直接人件費 合計の % 0

業務の対価(報酬) 合計 (1+2) 0

II. 直接経費 税抜

1. 定額計上分

No.	費目	内容/内訳	単価	数量	単位(一式)	計
1	執務スペース料(貸会議室等)、資料保管料		3,700,000	定額計上	一式	3,700,000
合計						3,700,000

2. 定額計上以外

No.	費目	内容/内訳	単価	数量	単位 (一式/件/回/人日/月額)	計
1	システム構築費用			1	一式	0
2	メンテナンス費用			37	月額	0
計						0

直接経費 合計 (1+2) 3,700,000

III. 入札金額 (I + II) 税抜

3,700,000

IV. 消費税 (III×10%)

370,000

V. 契約金額 合計 (III+IV) 税込

4,070,000

業務委託契約書

1. 業務名称 2026-2028年度JICA海外協力隊選考時健康判定にかかる委託業務
2. 契約金額 金00,000,000円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 0,000,000円)
3. 履行期間 2026年8月3日から
2029年8月31日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名〔組織名〕を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

- 第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書Ⅰ「業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）に規定する業務（以下「本業務」という。）を、業務仕様書の定めに従って善良な管理者の注意義務をもって誠実に実施し、発注者は受注者に対し頭書の「契約金額」の範囲内でその対価を支払うものとする。
- 2 受注者は、本契約及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、本業務を実施するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるものとする。
 - 3 頭書の「契約金額」には本業務の実施に必要な諸経費並びに消費税及び地方消費税（消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づくもの。以下「消費税等」という。）を含むものとする。
 - 4 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。
 - 5 本契約の履行及び本業務の実施（安全対策を含む。）に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第5条に規定する監督職員を経由して提出するものとする。
 - 6 前項の書類は、第5条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。
 - 7 発注者は、本業務の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。
 - 8 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、本業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。
 - 9 本契約を構成する文書中に規定される「文書」、「書面」及び「書類」について

は、予め発注者が指定した場合には紙媒体によるものとし、指定がない場合には電磁的方法によるものとする。

(業務計画書)

第2条 (削除)

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託又は下請負の禁止)

第4条 受注者は、本業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又は受注者が再委託若しくは下請負の内容、受託者若しくは下請負人の名称その他必要な事項を記載した書面を発注者に提出し、発注者からあらかじめ書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者が、前項ただし書の規定により本業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。

(1) 受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、また、受託者又は下請負人の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものとする。

(2) 発注者は、受注者に対して、書面によりその理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託又は下請負の中止を請求することができる。

(3) 第18条第1項第8号イからチまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。

(監督職員)

第5条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局 選考・訓練課長の職にある者を監督職員と定める。

2 前項に定める監督職員は、本契約の履行及び本業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。

(1) 第1条第5項に定める書類の受理

(2) 本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議

(3) 本契約に基づく、業務工程の監理及び立会

3 前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。

(1) 指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限に係る方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。

(2) 承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。

(3) 協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

(4) 立会 監督職員又はその委任を受けた者が作業現場に出向き、業務仕様書に基づき業務が行われているかを確認することをいう。

- 4 第2項第2号の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録するものとする。
- 5 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、第2項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。
- 6 発注者は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本業務の実施状況の報告を求めることができる。

(業務責任者)

- 第6条 受注者は、本業務の実施に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。発注者の同意を得て、業務責任者を交代させたときも同様とする。
- 2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、本業務の実施についての総括管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。
 - 3 業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限(ただし、契約金額の変更、作業項目の追加等本業務の内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭受領の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。)を有するものとする。

(本業務の内容の変更)

- 第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により本業務の内容の変更を求めることができる。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により本業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
 - 3 第1項により本業務の内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。
 - 4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

(一般的損害)

- 第8条 本業務の実施において生じた損害(本契約で別に定める場合を除く。)については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第9条 本業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して賠償を行わなければならない場合は、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき

事由による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 前二項の場合において、その他本業務の実施に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査)

第 10 条 受注者は、本業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。この場合において、発注者が認める場合は、受注者は、第 14 条に規定する経費確定（精算）報告書に代えて、附属書Ⅱ「契約金額内訳書」（以下「契約金額内訳書」という。）に規定する単価等に基づき確定した経費の内訳及び合計を業務完了届に記載することができる。

- 2 業務仕様書において可分な業務として規定されるものがある場合において、当該可分な業務が完了したときは、受注者は、当該部分業務に係る業務完了届を提出することができる。発注者が受注者に対し、部分業務に係る業務完了届の提出を求めたときは、受注者は、遅滞なく業務完了届を提出しなければならない。

- 3 発注者は、前二項の業務完了届を受理したときは、その翌日から起算して 10 営業日以内に当該業務について検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

(債務不履行)

第 11 条 受注者の責に帰すべき事由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられないときは、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(成果品等の取扱い)

第 12 条 受注者は、業務仕様書に成果品（以下「成果品」という。）が規定されている場合は、成果品を、業務仕様書に成果品が規定されていない場合は、業務実施報告書（以下「業務実施報告書」という。）を、第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、同条第 3 項に規定する検査を受けるものとする。

- 2 前項の場合において、第 10 条第 3 項に定める検査の結果、成果品及び業務実施報告書について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、同条第 3 項の規定を準用する。

- 3 受注者は、業務仕様書に業務提出物（以下「業務提出物」という。）が規定されている場合は、業務提出物を業務仕様書の規定（内容、形態、部数、期限等）に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。

- 4 受注者が提出した成果品、業務実施報告書及び業務提出物（以下総称して「成果品等」という。）の所有権は、それぞれ第 10 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に、受注者から発注者に移転する。

- 5 受注者が提出した成果品等の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を

含む。)は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、それぞれ第10条第3項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に受注者から発注者に譲渡されたものとする。成果品等のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。また、受注者は発注者に対して成果品等について著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。

6 前項の規定は、第11条、第18条第1項、第19条第1項又は第20条第1項の規定により本契約が解除された場合について、これを準用する。

(成果品等の契約不適合)

第13条 発注者は、成果品等に業務仕様書との不一致その他契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、発注者がその契約不適合を知った日から1年以内にその旨を通知した場合に限り、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、契約金額の減額を請求し又はこれらに代え若しくはこれらと併せて損害の賠償を請求することができる。

2 発注者は、成果品等に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から1年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 前二項において受注者が負うべき責任は、前条第1項及び第2項の検査の合格又は同条第3項の監督職員の確認をもって免れるものではない。

(経費の確定)

第14条 受注者は、履行期間末日の翌日から起算して30日以内に、発注者に対し、経費確定(精算)報告書(以下「経費報告書」という。)を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。

2 受注者は、第10条第2項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該業務完了届の提出日の翌日から起算して30日以内に、発注者に対し、当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。

3 受注者は、契約金額内訳書のうち精算を必要とする費目についての精算を行うに当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出しなければならない。

4 発注者は、第1項及び第2項の経費報告書及び前項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、契約金額の範囲内で発注者が支払うべき額(以下「確定金額」という。)として確定し、経費報告書を受理した日の翌日から起算して30日以内に、これを受注者に通知しなければならない。

5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

(1) 本業務の対価(報酬)

発注者は、受注者が提出する業務完了/部分完了報告書に基づき検査を行

い、契約金額内訳書に定める金額の範囲内において、同内訳書に定められた月額単価に実施した月数を乗じ、算定した額を確定する。

(2) 直接経費

1. 執務スペース料、資料保管料

契約金額内訳書に定める金額の範囲内で、同内訳書に定められた単価及び数量に基づき、実績を領収書等の証拠書類により確認して確定する。

2. システム構築費用

契約金額内訳書に定める金額の範囲内において、同内訳書に定められた単価及び数量に基づき、算定した額を確定する。

・メンテナンス費用

契約金額内訳書に定める金額の範囲内で、同内訳書に定められた月額単価に実施した月数を乗じ、算定した額を確定する。

(支払)

第 15 条 受注者は、第 10 条第 3 項による検査に合格し、前条第 4 項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に支払を行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めるときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合は、当該請求書を返付した日から是正された請求書を発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

(履行遅滞の場合における損害の賠償)

第 16 条 受注者の責に帰すべき事由により、履行期間内に本業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果品等の引渡しを請求することができる。

2 前項の損害賠償の額は、契約金額から既に引渡しを受けた成果品等に係る部分に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）に規定する利率（以下「本利率」という。）で算出した額とする。

3 発注者の責に帰すべき事由により、発注者が本契約に基づき支払義務を負う金員の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領の金員につき、遅延日数に応じ、本利率で算出した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(天災その他の不可抗力の扱い)

第 17 条 天災地変、戦争、国際紛争、内乱、暴動、テロ行為、ストライキ、業務対象国政府による決定等、社会通念に照らして発注者及び受注者いずれの責に帰すべからざるやむを得ない事由（以下「不可抗力」という。）により、発注者及び受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない。また、

発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。

2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。

(発注者の解除権)

第 18 条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと認められるとき。
- (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 受注者が第 20 条第 1 項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- (4) 第 22 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
- (5) 受注者に不正な行為があったとき、又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき。
- (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- (7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (8) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。

イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められるとき。

ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。

ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- チ 受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。
 - リ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからチまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ヌ 受注者が、イからチまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合（前項第 4 号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。）の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

- 第 19 条 発注者は、前条第 1 項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。
- 2 第 1 項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない事由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し他に転用できない費用及び契約業務を完成したとすれば收受しえたであろう利益の額を合算した金額とする。この場合における收受しえたであろう利益は、契約金額の内訳に「一般管理費」の額が定められているときは同金額を上限とする。

（受注者の解除権）

- 第 20 条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により本業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第 2 項の規定を準用する。

（解除に伴う措置）

- 第 21 条 本契約が解除された場合においては、受注者は、解除時点における本業務の実施済部分の内容を発注者に報告するとともに、成果品等（仕掛中のものを含む。）があり発注者がその引渡しを求めたときは発注者による検査を受け、合格したものを発注者に引き渡さなければならない。
- 2 発注者は、前項の報告内容を勘案し、解除時点における受注者の本業務の実施済部分につき履行割合を算定し、契約金額に前記履行割合を乗じた額（ただし、既払金を控除する。）を受注者に支払うものとする。

（重大な不正行為に係る違約金）

- 第 22 条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、その都度、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は契約金額（本契約締結後、契約金額

の変更があった場合には、変更後の契約金額とする)の10分の2に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

- (1) 次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法(明治40年法律第45号)第198条(贈賄)又は不正競争防止法(平成5年法律第47号)第18条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。
 - イ 本業務の実施にかかる便宜を得る目的
 - ロ 本業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的(本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。)
 - (2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下、「独占禁止法」)第3条、第6条又は第8条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を受け、又は第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本業務の実施に関して独占禁止法第7条の4第7項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又はその意を受けた関係者(受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人)が、本業務の実施に関し、刑法第96条の6(公契約関係競売等妨害)、独占禁止法第89条第1項又は同法第90条1号及び2号に違反する行為を行い刑が確定したとき。
 - (5) 第1号、第2号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者(受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか)が認めたととき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。
 - (6) 第14条に定める経費確定(精算)報告において受注者が故意又は重過失により虚偽の資料等を提出し、発注者に対して過大な請求を行ったことが認められたとき。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は契約金額の10分の2を下ることはない。
 - 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することが

できるものとする。

- 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第 18 条第 2 項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
- 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 条第 8 項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して本条第 1 項から第 3 項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、本項第 2 号に掲げる者のうち当該違反行為を知らずながら発注者への通報を怠った者については、この限りでない。
 - (1) 第 1 項第 1 号又は第 4 号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められない者
 - (2) 第 1 項第 5 号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者
- 6 前項の適用を受けた構成員（以下「免責構成員」という。）がいる場合は、当該共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して支払う義務を負うものとする。
- 7 前各項の規定は、本業務の実施が完了した後も引き続き効力を有する。

（賠償金等）

- 第 23 条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額及びこれに対する発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで本利率で算出した利息の合計額と、発注者が本契約に従って支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払を請求することができる。
- 2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者に対して、前項に基づき発注者が指定した期間を経過した日から遅延日数に応じ、本利率で算出した額の延滞金の支払を請求する。

（調査・措置）

- 第 24 条 受注者が、第 18 条第 1 項各号又は第 22 条第 1 項各号に該当する疑いがある場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。
- 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。
 - 3 発注者は、第 18 条第 1 項各号又は第 22 条第 1 項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。
 - 4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

（秘密の保持）

- 第 25 条 受注者（第 4 条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、本業務を実施する上で、発注者その他本業務の関係

者から、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示された一切の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
 - (2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
 - (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
 - (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したものの
 - (5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明するもの
 - (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
 - (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの
- 2 受注者は、秘密情報について、本業務の実施に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
- 3 受注者は、本業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。）が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規程の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 6 受注者は、本業務の実施の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 7 前各項の規定は、本業務が完了した後も引き続き効力を有する。

（個人情報保護）

第 26 条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 60 条第 1 項で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 当該取扱いに係る個人情報に関する秘密を保持し、利用目的以外に利用しないこと。
- (2) 本契約締結後速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出し、本業務の開始に先立って発注者の確認を得ること。

- イ 当該取扱いに係る個人情報の複製等の制限に関する事項
- ロ 当該取扱いに係る個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- ハ 契約終了時における当該取扱いに係る個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- ニ 本業務における責任者及び業務従事者等の管理体制及び実施体制に関する事項
- ホ 前号及び次号の遵守状況についての定期的報告に関する事項
- ヘ イからホまでに定めるもののほか、当該取扱いに係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために発注者が必要と判断した措置に関する事項

(3) 前号の書面に記載された事項を遵守すること。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者における個人情報の管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況について、検査により確認する。この検査は、原則として、実地検査の方法で行う。
- 3 業務内容の一部を再委託する場合には、受注者は、再委託先に対し、第1項各号の義務を履行させる。この場合において、発注者は、再委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等に応じて、受注者を通じて、又は発注者自らが前項の検査を実施する。
- 4 前項の規定は、再委託先が委託先の子会社である場合又は再委託先が再々委託を行う場合も同様とする。
- 5 受注者は、保有個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、保有個人情報の秘匿性等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。
- 6 第1項第1号及び第2項ないし第4項の規定は、本業務が完了した後も引き続き効力を有する。

(情報セキュリティ)

第27条 受注者は、本契約において発注者が提供する情報（以下「情報」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 当該情報提供の目的以外に情報を利用しない等、提供された情報を適正に取り扱うこと。
- (2) 本契約締結後速やかに、次に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出し、本件業務の開始に先立って発注者の確認を得ること。当該書面に記載した事項に変更があった場合には、速やかに発注者に書面で報告し、発注者の確認を得ること。

- イ 情報の適正な取扱いを目的とした情報セキュリティ対策の実施内容
- ロ 情報セキュリティ対策を実施・管理するための管理体制
- ハ 本業務に係る業務従事者及び作業場所
- ニ 情報セキュリティインシデントが発生した場合の具体的な対処方法
- ホ 情報セキュリティ対策に係る履行状況の発注者への報告方法及び頻度
- ヘ 情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合の対処方法
- ト イからへまでに定めるもののほか、情報の適切な取扱いのために必要と

発注者が判断した事項

- (3) 情報の受領方法や委託業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報の取扱手順について発注者と合意すること。
- (4) 第2号の書面及び前号の取扱手順に基づき情報を取り扱うこと。
 - 2 発注者は、受注者が取り扱う情報の格付等を勘案のうえ、必要があると認めるときは、受注者の事務所等における情報セキュリティ監査を実施する。この場合において、受注者による情報の取扱いが前項第4号に違反する場合には、発注者は、受注者に対し、改善を指示することができる。
 - 3 業務内容の一部を再委託する場合は、受注者は、再委託先に対し、第1項各号に定める義務を履行させ、かつ第2項に定める情報セキュリティ監査の措置を実施する。この場合において、受注者は、発注者に対し、第4条に定められている事項に加え、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を提供し、発注者の確認を得る。

(安全対策)

第28条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。

(業務災害補償等)

第29条 受注者は、自己の責任と判断において本業務を実施し、業務従事者等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

(安全対策措置等)

第30条 業務仕様書において海外での業務が規定されている場合、受注者は、第28条及び前条の規定を踏まえ、少なくとも以下の安全対策を講じるものとする。

- (1) 業務従事者等について、以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。ただし、業務従事者等の派遣事務（航空券及び日当・宿泊料の支給）を発注者が実施する場合であって、発注者が海外旅行保険を付保するときは、この限りではない。
 - ・ 死亡・後遺障害 3,000万円（以上）
 - ・ 治療・救援費用 5,000万円（以上）
- (2) 業務従事者等が3ヵ月以上現地に滞在する場合は、併せて在留届を当該国・地域の在外公館に提出させる。
- (3) 渡航前及び渡航中において、業務従事者に対し「海外渡航管理システム」への渡航及び滞在先情報に関する入力及び更新を徹底する。
- (4) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト（「JICA 安全対策研修について」）上で提供する安全対策研修の受講を業務従事者等に徹底する。
- (5) 現地への渡航に先立ち発注者が提供する JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者より、同措置の改定の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改定後の同措置の遵守を徹底する。

(6) 業務従事者等の労働安全が維持され、労働災害等（労働安全衛生法第2条第1号（昭和47年法律第57号）にいう労働災害及びそれと同等の労働災害をいう。）を避けることを確保すべく、あらゆる注意を以て本業務を実施する。再委託を行う場合は、再委託先において同等の措置が図られるよう、必要な措置を講ずる。

2 前項の第2号の規定は、日本国籍を持たない業務従事者には適用しない。

3 第28条及び前条の規定にかかわらず、海外での業務について、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、発注者は、受注者と共同で又は受注者に代わって、業務従事者等に対し安全対策措置のための指示を行うことができるものとする。

（業務引継に関する留意事項）

第31条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約が終了した場合には、受注者は発注者の求めに従い、本業務を発注者が継続して実施できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

（契約の公表）

第32条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）

(2) 受注者の直近3カ年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

4 受注者が「独立行政法人会計基準」第14章に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第14章の規定される情報が、発注者の財務諸表の附属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

（準拠法）

第33条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

（契約外の事項）

第34条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、当該協議の結果を書面により定める。

(合意管轄)

第 35 条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず(調停事件を含む。)、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

【電子契約の場合】

本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

20●●年●●月●●日

発注者

東京都千代田区二番町 5 番地 2 5

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理 事 ○○ ○○

受注者

業務仕様書

附属書 I

契約の管理について

1. 打合簿の作成

- (1) 契約書第5条に定義する監督職員（以下、「監督職員」という。）の指示、承諾及び協議は、その内容を打合簿（発注者指定様式）に記録し、同第6条に定義する業務責任者（以下、「業務責任者」という。）と監督職員とがそれぞれ保管する。
- (2) 以下、2. (2)及び(3)に定める契約内容の変更について合意する場合は、監督職員に加えて、独立行政法人国際協力機構国際協力調達部契約推進第三課長の職にある者（以下、「契約推進第三課長」という。）が打合簿の承認を行う。
- (3) 打合簿は、監督職員及び業務責任者の承認を終えた時点で合意が成立したものとみなす。ただし、1. (2)で定める契約推進第三課長の承認を要する打合簿は、左記の二者に加え、契約推進第三課長の承認を終えた時点で合意が成立したものとみなす。

2. 契約内容の変更及び確認

本契約書で定める事項を変更及び確認する場合の手続きについて、次のとおり定める。

ただし、契約の変更は、契約事務取扱細則第25条第1項の各号の要件ⁱを満たす場合に限って実施できるものとする。

- (1) (1) 以下の変更を実施する場合、監督職員及び業務責任者の二者による打合簿（以下、これを「二者打合簿」という。）を以て変更内容とその必要性について合意する。
 - ・ 契約総額の増減を伴わない業務内容の軽微な変更
 - ・ 契約総額の増減を伴わない附属書Ⅱ契約金額内訳書の変更（定額計上の対象とした直接経費内での費目間流用）
 - ・ 成果物及びその他業務提出物の提出日または提出方法の変更
 - ・ 業務スケジュールの変更、また契約締結時に未定だったスケジュールの確定
 - ・ 主要な業務従事者（技術評価の対象となった者）の変更
- (2) 以下の変更を実施する場合、監督職員、業務責任者及び契約推進第三課長の三者による打合簿（以下、これを「三者打合簿」という。）を以て変更内容とその必要性について合意する。
 - ・ 契約総額の増減を伴わない附属書Ⅱ契約金額内訳書の変更（定額計上の対象外とした直接経費内での費目間流用、報酬から定額計上の対象外とした直接経費または定額計上の対象外とした直接経費から報酬への費目間流用、費目の追加・変更）
 - ・ 支払計画の変更

- ・ 再委託先の決定・変更

(3) 以下の変更を実施する場合、三者打合簿を以て変更内容とその必要性について合意する。

また、三者打合簿による合意後、発注者及び受注者の代表者間において、速やかに変更契約書を締結する。履行期間を延長する場合は、必ず現行契約の履行期間内に変更契約書を締結すること。

- ・ 業務内容の変更
- ・ 契約金額の変更
- ・ 契約総額の増減を伴わない附属書Ⅱ 契約金額内訳書の変更（上記2.(1)および(2)で定めるものを除く全ての費目間流用）
- ・ 履行期間の変更

なお、三者打合簿による合意を以て、受注者は、三者打合簿に記載の変更内容にかかる業務に着手できるものとする。

以上に記載のない事項にかかる変更、また個別事例にかかる対応については、監督職員、業務責任者及び契約推進第三課長で協議の上、必要な手続きを確認する。

以上

ⁱ 以下、契約事務取扱細則（抜粋）のとおり。

(契約の変更)

第25条 契約担当役は、以下の各号の要件を満たす限り、必要に応じ、契約の内容、契約金額及び履行期限等を変更（以下「契約変更」という。）することができる。

- (1) 契約の同一性が確保されること。
 - (2) 当初の契約相手方の選定過程における公正性が損なわれないこと。
- 2 契約変更は、書面によりこれを行わなければならない。

契約金額内訳書

個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策

1 個人情報及び特定個人情報の取り扱いに際し講ずべき安全管理措置

本業務を実施するにあたって、次に示す安全管理措置を実施する¹。なお、個人情報及び特定個人情報は以下総称し「個人情報」と記載する。

大項目	No.	小項目
1. 個人情報の取扱いに係る規律の整備	1	個人情報の取得、利用、保存等を行う場合の基本的な取扱方法を整備する。
2. 物理的安全管理措置	2	個人情報を取り扱う区域を管理し、入退室管理を行う。
	3	個人情報を取り扱うサーバー等の機器を管理している場合は、侵入対策、災害等に備えた予備電源の確保・防水対策等を行う。
	4	記録機能を有する機器・媒体の接続制限を行うとともに、端末を限定する。
	5	個人情報を取り扱う機器及び電子媒体等の盗難等を防止するための措置を講じる。また、持ち出しは責任者の許可制とする。
	6	(電子媒体等を持ち運ぶ場合) 持ち運ぶ際に個人情報が漏えいしないための措置を講じる。 (例) ・個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を持ち運ぶ場合、パスワードの設定、封筒に封入し靴に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずる。
	7	本業務の完了後、速やかに個人情報の利用を中止し、個人情報を含む媒体等を発注者に返却、又は、個人情報を復元できないよう消去若しくは適切に媒体等を破壊した上で廃棄する。
3. 技術的安全管理措置 *情報機器 (PC やスマートフォン等)、及び情	8	個人データを取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う業務従事者 (受託者が個人の場合はその本人 (以下同様)) を明確化し、個人データへの不要なアクセスを防止する。
	9	個人情報を取り扱う情報システムを使用する業務従事者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別したうえで認証す

¹ 個人情報保護委員会より公開されている「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編)」10 (別添) 講ずべき安全管理措置の内容における「中小規模事業者における手法の例示」参照のこと。(https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/#a10)

<p>報システムを使用して個人情報を取扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等をする場合を含む）に講じる措置</p>		<p>る（ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等）。また、管理者権限は最小限の人数に絞る。</p>
	10	<p>外部からの不正アクセス等を防止するための措置（セキュリティ対策）を講じる。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報を取扱う機器等のオペレーティングシステムを最新の状態に保持する。 ・ 個人情報を取扱う機器等にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入し、自動更新機能等の活用により、これを最新状態とする。
	11	<p>個人情報を取扱うサーバー等の機器を管理している場合は、アクセスログ等を定期的を確認、またはアクセス状況を監視し、一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示されるなどの機能の設定、定期確認などを行う。アクセスログについては、その記録の改ざん・不正な消去の防止等を講じる。</p>
	12	<p>（該当ある場合）業務上、情報システムで個人情報を取扱う場合は、入力情報の照合（入力原票や既存の情報等との照合）を行う。</p>
	13	<p>（該当ある場合）業務上、個人情報を取扱う情報システムの設計・開発・運用保守を伴う場合は、当該情報システムの設計書、構成図等の文書が外部に知られないような対策をする。</p>
	14	<p>取り扱う個人情報のバックアップを作成し、外部からの不正アクセス等を防止するための措置（セキュリティ対策）を講じる。</p>
	15	<p>情報システムの使用に伴う漏えい等を防止するための措置を講じる。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メール等により個人データの含まれるファイルを送信する場合に、当該ファイルへのパスワードを設定する。

2 情報セキュリティ対策

本業務を実施するにあたって、次に示す情報セキュリティ対策を実施する²。

大項目	No.	小項目
Part1.技術的対策	1	業務で使用する機器の OS やソフトウェアは常に最新の状態とする。
	2	業務で使用する機器にはウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイル（セキュリティソフトがマルウェアを検出するための定義情報が入ったファイル）が自動更新されるよう設定する。
	3	業務で使用する機器、サービス及びシステムにログインする際のパスワードは、強固なパスワードを設定する。 (例) ・ 10 桁以上で「できるだけ長く」、大文字、小文字、数字、記号含めて「複雑に」し、複数のサービス間で使いまわさない。 ・ 可能な場合は多段階認証や多要素認証を利用する。
	4	情報へのアクセス（データ保管などのウェブサービス及びサービス上での共有設定等）を業務上必要な者のみがアクセスできるよう設定する。
	5	脅威や攻撃の手口を知り、対策に活かす。
Part2.業務従事者としての対策	6	不審な電子メールの添付ファイルや URL を安易に開かない。
	7	電子メールの送信先を確認し、送信ミスを防ぐ。
	8	秘密情報 ³ を送信する際には、メール本文ではなく添付ファイルに記述しパスワードで保護する。パスワードは予め決めておくか、携帯電話の SMS（ショートメッセージサービス）等の別手段で通知する。

² 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）より公開されている「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」参照のこと。（<https://www.ipa.go.jp/security/guide/sme/about.html>）

³ 秘密情報とは、受託者が、本業務を実施する上で、発注者その他本業務の関係者から、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示された一切の情報。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
- (2) 開示を受けた時に既に受託者が所有していたもの
- (3) 開示を受けた後に受託者の責に帰さない事由により公知となったもの
- (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
- (5) 開示の前後を問わず、受託者が独自に開発したことを証明するもの
- (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
- (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの

	9	業務で無線 LAN を利用する場合は、安全に利用するために無線 LAN のセキュリティ設定をする。 (例) ・ 強固な暗号化方式 (WPA2、WPA3) を選択する。 ・ Wi-Fi ルーター設定のための管理用パスワードを強固で推測されにくいものにする。
	10	業務でのインターネット利用する際の注意、制限をルール化し遵守する。
	11	秘密情報のバックアップを定期的に行う。
	12	秘密情報は机の上等に放置せず、不要時は鍵付き書庫に保管する。
	13	秘密情報の持ち出し時は、PC、スマートフォンなどはパスワードロックをかける等、盗難や紛失の対策を実施する。
	14	離席時・退社時に他人が PC を使えない状態にする (スクリーンロックやシャットダウンをする等)。
	15	執務室への関係者以外の立ち入りを禁止する。
	16	機器・備品の盗難防止対策を行う。
	17	作業場所の施錠忘れ対策を行う (最終退出者は、施錠し退出の記録を残す等)。
	18	秘密情報の記録された媒体を破棄する際には、復元できないように消去し、書面で発注者に報告する。
Part3.組織的対策	19	業務従事者 (受託者が個人の場合はその本人 (以下同様)) に守秘義務を徹底する。
	20	業務従事者にセキュリティに関する教育や注意喚起を行う。
	21	個人所有の情報機器の業務利用は行わない。やむを得ず利用する場合は、セキュリティ対策を徹底する。
	22	再委託先等との契約において秘密保持や情報セキュリティ対応方針に関する文書を取り交わし、対策状況を確認する。
	23	クラウドサービス等の外部サービスを利用する場合には、安全性・信頼性を把握し選定する。
	24	生成 AI を利用する場合には、安全性・信頼性を把握し選定する。
	25	セキュリティインシデントの発生に備えて緊急時の体制整備や対応手順を作成する。
	26	情報セキュリティ対策に関するルールを明文化し、組織内に周

		知する ⁴ 。
--	--	--------------------

以上

⁴ 受託者が個人の場合は、自らの情報セキュリティに関する行動指針を明確にし、日常的に意識・実践する。

個人情報保護及び情報セキュリティに関する情報

1 個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策に関する管理体制・作業場所

(1) 管理体制¹：

- 本業務における個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策に関する管理体制は、次に示すものとする。

	氏名 ²	連絡先 (Tel)
情報セキュリティ責任者		
個人情報保護管理者		
品質保証管理者		

- * 情報セキュリティ責任者：情報セキュリティ対策などの決定権限を有するとともに、全責任を負う。
- * 個人情報保護管理者：個人情報の取扱いについて関連法令を遵守する責任を負う。
- * 品質保証管理者：提供する製品・サービスの品質において全責任を負う（情報システムに関する内容を含む契約のみ記入が必要）。

- 個人情報の漏えいを含む情報セキュリティインシデントが発生した場合の窓口は、次に示すものとする。事案が発生又はそのおそれがある場合は速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従う。

氏名	連絡先 (Tel)

(2) 業務作業場所³： _____

2 個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策に関する履行状況の確認（定期的報告）

個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策の履行状況について確認を行う⁴。

¹ 管理体制は体制図等を別紙で提出することでも可とする。また、要員に交代がある時には、再度管理体制について提出する。

² 受託者が個人の場合は、すべてその本人の名前を記載することでよい。

³ 記載例：国際協力機構の麹町本部、受託者の執務室等 ※可能な限り具体的に記載

⁴ 再委託先がある場合は、受託者が再委託先に対して、再委託先の個人情報の取り扱いに際し講ずべき安全管理措置の履行状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について確認を行い、発注者に報告する。

(1) 履行状況の確認方法： 会議体による報告（議事録を残すものに限る）
 書面による報告
 その他 _____

(2) 履行状況の確認頻度： ___ヶ月に1回 1年に1回
 その他 _____

以上